

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130001	厚生労働省 法務省	サービサー法改正によるサービサーの 社保庁の徴収業務受託	国民年金法第96 条、健康保険法 第180条及び厚 生年金保険法第 86条 なお、サービ サー法について は、当省の所管 ではない。	社会保険庁において、国民年 金、政府管掌健康保険及び厚 生年金保険の保険料の徴収業 務を行っている。		a (現 在、実 施して いる市 場化テ ストの モデル 事業を 引き続 き実 施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施しているところであり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。</li> <li>なお、内閣府長官の下に置かれた社会保険庁の組織の在り方に関する有識者会議の「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」(平成17年5月31日)において、「公的年金については、年金事業に特化した組織とした上で徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に開示し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要。政管健保については、国とは切り離された全単位の公法人を設立することとするが、徴収の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減及び強制性を確保した公権力を行使するという事務の性格から、公的年金の運営主体において併せて実施することが適切、とされており、強制徴収まで民間に委託することは適当でないと考えられている。</li> <li>サービサー法の改正については、当省として回答できる立場にない。</li> </ul>		HP上の本文『「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)』の (注)の通り。なお、現在、モデル 事業として行っている事業につ いても、対象地域・対象事業の 拡大など、本格的な市場化テ ストの実施について検討され、検 討結果を示されたい。	a (現 在、実 施して いる市 場化テ ストの モデル 事業を 引き続 き実 施)		<ul style="list-style-type: none"> <li>提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのことで、「公共サービスをアプリオリに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされるが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。</li> <li>国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか</li> <li>など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことにならないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一にした判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。</li> <li>なお、モデル事業として行っている事業については、今年度の実施状況を踏まえつつ、実施箇所数を拡大することを検討している。</li> </ul>
zB130001	法務省、厚生 労働省	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健 保)の徴収業務の民間委託	国民年金法第96 条、健康保険法 第180条及び厚 生年金保険法第 86条 なお、サービ サー法について は、当省の所管 ではない。	社会保険庁において、政府管掌 健康保険、厚生年金保険及び 国民年金の保険料の徴収業務 を行っている。		a (現 在、実 施して いる市 場化テ ストの モデル 事業を 引き続 き実 施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施しているところであり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。</li> <li>なお、内閣府長官の下に置かれた社会保険庁の組織の在り方に関する有識者会議の「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」(平成17年5月31日)において、「公的年金については、年金事業に特化した組織とした上で徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に開示し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要。政管健保については、国とは切り離された全単位の公法人を設立することとするが、徴収の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減及び強制性を確保した公権力を行使するという事務の性格から、公的年金の運営主体において併せて実施することが適切、とされており、強制徴収まで民間に委託することは適当でないと考えられている。</li> <li>サービサー法の改正については、当省として回答できる立場にない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、開示できる情報である。</li> <li>なお、国民年金保険料収納事業に係る市場化テストモデル事業の実施に当たっては、実施方針において、対象事務における現行の納付督促方法、体制や未納者の属性等について開示しているところであり、さらに、落札者に対しては、納付督促業務の実施に必要な未納者情報を提供することとしている。</li> </ul>	HP上の本文『「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)』の (注)の通り。なお、現在、モデル 事業として行っている事業につ いても、対象地域・対象事業の 拡大など、本格的な市場化テ ストの実施について検討され、検 討結果を示されたい。	a (現 在、実 施して いる市 場化テ ストの モデル 事業を 引き続 き実 施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのことで、「公共サービスをアプリオリに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされるが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。</li> <li>国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか</li> <li>など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことにならないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一にした判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。</li> <li>なお、モデル事業として行っている事業については、今年度の実施状況を踏まえつつ、実施箇所数を拡大することを検討している。</li> </ul>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130001	厚生労働省 法務省	サービス法改正による サービスの社保庁の徴 収業務受託	5069	5069B004	1	2	個人	4	サービス法改正によるサービスの社保 庁の徴収業務受託	注：すでに社保庁の回収業務の市場 化テスト試行に関連して、落札サービ サーの業務の円滑実施の観点から、検討 がなされているところ。				
zB130001	法務省、厚生 労働省	社会保険(国民年金・厚生 年金・政管健保)の徴収業 務の民間委託	5129	5129B001	1	2	民間企業	1	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健保) の徴収業務の民間委託	債権管理回収業に関する特別措置法 (サービス法)の特定金銭債権の扱い	督促、回収業務を業とするサービスに 委託することによる、費用対効果改善		サービス法、特定金銭債権の取扱 個人信用情報の開示とその取扱	社会保険料、未 納延滞管理コ ストとその成 果の開示 未納延滞管理 コストとその 成果率 未納延滞の現 行管理システム と延滞管理要員 及びその管理 体制 【その他要望】 効果的かつ低 コストによる未 納金回収のため の属性情報及 び、未納情報の 開示レベルとそ の内容 未納情報の開 示範囲

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130002	厚生労働省	雇用・能力開発機構(私の仕事館)の業務改善と市場化テスト	職業能力開発促進法第15条の2第1項第3号、第96条、雇用保険法第63条第1項第1号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第1号	「私のしごと館」は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	C	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率化・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 <sup>4</sup> 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査… <sup>5</sup> 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。	C	-	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのに対して、「公共サービスをアプオリ」に「市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか。その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
2B130002	厚生労働省	「私のしごと館」運営事業	職業能力開発促進法第15条の2第1項第3号、第96条、雇用保険法第63条第1項第1号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第1号	「私のしごと館」は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	C	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率化・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 <sup>4</sup> 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査… <sup>5</sup> 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。	C	-	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのに対して、「公共サービスをアプオリ」に「市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか。その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130002	厚生労働省	雇用・能力開発機構(私の 仕事館)の業務改善と市場 化テスト	5070	5070B005	1	1	個人	5	雇用・能力開発機構(私の仕事館)の業務改善と市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する私の仕事館の業務を改善し市場化テストにかける	・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・しごと館の管理。運営業務は民間においても類似業務が存在する内容であり、民間委託も可能である。	・業務改善により、無駄な業務の削減が行われそれによる管理コストの削減が期待される ・さらに、議場がテストを行うことによりさらなる人件費の削減や利用者の増加やしごと館の意義拡大が期待される		
zB130002	厚生労働省	「私のしごと館」運営事業	5130	5130B018	1	1	民間企業	18	「私のしごと館」運営事業	現在、独立行政法人雇用能力開発機構が実施している「私のしごと館」の運営を民間に開放し、効率化と業務内容の見直しを図る	本施設は主として若年者が自主的に職業生活を設計し、それに基づく訓練等を受けられるよう支援・援助を行い、網羅的かつ体系的な職業意識啓発を行うことをめざして設置された体験型施設だが、支援的な業務の比重は低く、また職業体験についても現行の内容ではその場限りのものとなりやすく、継続した取り組みが重要な若年者の職業意識啓発につき、網羅的かつ体系的な運営に基づいて本来期待される効果をあげているとはいえない。経費の面でも効率的な運営がなされているとはいえず、市場化テスト事業とすることで、運営の効率化と業務内容の見直しを図ることが望ましい。	民間のノウハウを活かした業務内容改善と充実したキャリア教育の実施		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130003	厚生労働省	国民年金の支払(納付)代行業務	国民年金法第92条から第95条	国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行蔵入代理店で現金により納付することとされている。 また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。	b		クレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。また、要望者からの以下の更なる意見について、回答願いたい。  クレジットカード決済の導入時期などの見通しがたっているようであれば教えてほしい。	b		平成18年度中の実施に向けて関係省庁と協議中であるが、平成18年度中の実施可否については未定である。
zB130003	厚生労働省	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	国民年金法第92条から第95条 介護保険法第129条、第135条、第132条、第135条、144条の2(17年10月施行) 国民健康保険法第80条の2 国民健康保険法第80条の2の規定に基づく厚生労働大臣の指定する市町村の指定について	国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行蔵入代理店で現金により納付することとされている。 また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。  介護保険の第1号被保険者の約85パーセント(平成14年4月時点)が特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納付しており、その他の方の保険料は普通徴収により徴収している。平成17年10月からはコンビニエンスストア等に収納の委託を行うことが可能となる。  被保険者の便益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。	b b b		国民年金保険料のクレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。  クレジットカード決済を行えるようにするためには、介護保険法において、地方税法第28条の5に相当する、本来納付の義務を負う被保険者以外の第三者からの納付を認める規定を創設することが必要となる。介護保険料については、今回の制度改正において収納の私人委託を可能とする規定を設けたところであるが、収納方法の多様化の観点から、次期法改正時にその実現に向けた検討をまいりたい。  国民健康保険料の収納に関しては、被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村において、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、法令の定めるところにより、私人に委託することができることとなっているが、現在のところ、クレジットカード決済による立替払いについては想定していない。 クレジットカード決済による立替払いについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要があることから研究会を立ち上げたところであり、検討をまいりたい。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b b b		【国民年金保険料関係】 平成18年度中の実施に向けて関係省庁と協議中であるが、平成18年度中の実施可否については未定である。  【介護保険料関係】 法改正の時期に関しては、保険者との調整等を行った上で、改正のタイミングをうかがいつつ、早期の法整備に向けて検討してまいりたい。  【国民健康保険料関係】 クレジットカード決済による立替払いについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要があることから、今般研究会を立ち上げ、実施すべきか否かを含め検討を行っていく予定であり、今年度中には、その可否について結論が得られるよう努力して参りたい。



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130003	厚生労働省	国民年金の支払(納付)代 行業務	5078	5078B012	1	1	株式会社ゼロ	12	国民年金の支払(納付)代行業務	国民年金のクレジットカード決済での支 払の許可	国民年金の未納者対策は急務となっている。未納の原因は年金制度への不安感、支払手続きの煩雑さ・億劫さなどが上げられている。特に学生など若年者に対してホームページ上での情報提供とオンライン支払いができれば効果は大きい。支払者にとっては支払い方法を選択できることで利便性が向上する。クレジットカードでは口座振替同様に継続支払等が選択できるため、支払者の負担を軽減させ収納の確実性が増す。書類保管ではなくデータ処理することにより管理が容易になり、徴収員による集金の手間も軽減できる。サービス導入によりカード手数料負担を上回る納付増が期待できる。	厚生労働省の電子申請届出システムなどのホームページ上で自宅のパソコンからクレジットカード支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども申請時に受け付ける。年金番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		
zB130003	厚生労働省	国民年金保険料、国民医 療保険料、介護保険料の カード決済	5103	5103B008	1	1	株式会社オーエムシーカード	8	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保 険料のカード決済	国民年金保険料、国民医療保険料、介護 保険料の徴収においてカード決済を活用 する。	社会保険庁所管の各種保険料のカード決 済を導入することにより、徴収業務の効 率化と徴収率の向上が図れるとともに、 納付者の利便性も向上する。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130004	厚生労働省	高齢者に対する雇用活動支援	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条～43条の3	シルバー人材センターは、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することによりその就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人であって、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供する等の業務を行う者として、都道府県知事が指定している。	c		シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者の就業機会の確保を目的として、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人であって業務の運営が適正かつ確実に行われると認められる法人を指定し、法律に定める業務を行わせることとしており、別主体に当該指定法人の業務を行わせることは、制度の趣旨に照らして市場化テストの対象になじまないと考えられる。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討されたい。	c		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているものであって、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室において定まっていなかったりか、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 なお、再検討要請として他に示された事項については、次のとおり。 シルバー人材センター事業については、その会員に2以上のシルバー人材センターを含む、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することによりその就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人が都道府県知事の指定を受けて、シルバー人材センター連合として、指定区域内の各拠点において業務を行っているところである。シルバー人材センター連合としての指定を受けると、その会員であるシルバー人材センターに係る指定は効力を失うため、現在、単体のシルバー人材センターとしての指定を受けて業務を行っている法人はない。 現在、都道府県知事が指定するシルバー人材センター連合が行っている業務については、法令上、他の者が実施することが禁止されておらず、株式会社等が同様の業務を行う次に、シルバー人材センター連合が、その指定区域内の市町村において、シルバー人材センター連合が指定法人としての業務を、シルバー人材センター事業に係る指定法人制度を今後いっしょに廃止する世代が0歳に達し、ホワイトカラー・シルバー人材センターは「自立自助、共働共助」を基本から、適当ではない。
zB130004	厚生労働省	シルバー人材センターの運営に関する市場化テスト事業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条～43条の3	シルバー人材センターは、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することによりその就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人であって、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供する等の業務を行う者として、都道府県知事が指定している。	c		シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者の就業機会の確保を目的として、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人であって業務の運営が適正かつ確実に行われると認められる法人を指定し、法律に定める業務を行わせることとしており、別主体に当該指定法人の業務を行わせることは、制度の趣旨に照らして市場化テストの対象になじまないと考えられる。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討されたい。	c		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているものであって、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室において定まっていなかったりか、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 なお、再検討要請として他に示された事項については、次のとおり。 シルバー人材センター事業については、その会員に2以上のシルバー人材センターを含む、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することによりその就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人が都道府県知事の指定を受けて、シルバー人材センター連合として、指定区域内の各拠点において業務を行っているところである。シルバー人材センター連合としての指定を受けると、その会員であるシルバー人材センターに係る指定は効力を失うため、現在、単体のシルバー人材センターとしての指定を受けて業務を行っている法人はない。 現在、都道府県知事が指定するシルバー人材センター連合が行っている業務については、法令上、他の者が実施することが禁止されておらず、株式会社等が同様の業務を行う次に、シルバー人材センター連合が、その指定区域内の市町村において、シルバー人材センター連合が指定法人としての業務を、シルバー人材センター事業に係る指定法人制度を今後いっしょに廃止する世代が0歳に達し、ホワイトカラー・シルバー人材センターは「自立自助、共働共助」を基本から、適当ではない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130004	厚生労働省	高齢者に対する雇用活動支援	5086	5086B005	1	1	グッド ウィル・ グループ  ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	5	高齢者に対する雇用活動支援	現在当社として、再就職支援業、シニア派遣業等を行っているが、その中で多くの高齢者に対する雇用を取り扱っており、シルバー人材センター殿からの民間解放を提案 提案業務 再就職に関する業務の一括請負 シルバー人材センターの請負・受託事業	提案理由 民間業者の活用による就労希望者に対する雇用機会の拡大	1. 競争条件 コスト面だけでなく、サービスの内容についても競争条件に織り込んで頂きたい。 2. 理由 再就職支援事業、人材派遣業においては、より良いサービスを提供するということが最大の使命であるため。	当社としては、再就職支援業、人材派遣業を営んでおり、シルバー人材センター業務についても同類であると考え、従って、特に法規制上問題ないと思える。	シルバー人材センター殿が行っている詳細の業務内容とそれにかかる労力、人材
zB130004	厚生労働省	シルバー人材センターの運営に関する市場化テスト事業	5106	5106B001	1	1	キャリアバンク株式会社	1	シルバー人材センターの運営に関する市場化テスト事業	現在、社団法人全国シルバー人材センター事業協会及び社団法人北海道シルバー人材センター連合会の下部組織にある社団法人札幌市シルバー人材センターが実施している、高齢者として登録した会員に対して、企業・団体・家庭から請負又は委託を受けた業務の、会員への提供事業	今後発生する団塊世代の大量定年退職ならびに高齢化社会の中で、高齢者層の就業機会を増やしていく為の多様なサービスが必要である。しかしながら国の補助金等を利用した高齢者向けのシルバー人材センターの事業は、民間サービスの参入を阻害している。シルバー人材センターが実施している事業は、市場化テストにより民間事業者に参入させたい。国は補助金を減額し、業務委託費で事業採算を取れる方向へ経営改善し、少額な補助金で運営することを目指すものとする。	社団法人札幌市シルバー人材センターが提供しているサービスを民間経営に移行する。業務を発注する側にコストを負担させるべく経営改善と営業努力を行うことにより、ビジネスモデルを変更し、補助金を大幅に減額しても成り立つ経営体制に移行する。	1986年成立の「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」によりシルバー人材センター事業が法制化され、同法に基づく法人としてシルバー人材センターが厚生労働大臣の指定を受け、多額な補助金の受給により、無料のサービスを提供して民間の参入を阻害している。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援		随意契約により、財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部 に対し、条約難民その家族等に 対する定住支援を委託してい る。	d		御指摘の事業について主体規 制を行っておらず、民間開放済 みである。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされているが、ア ジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。	c		我が国政府としてのインドシナ難民の受入、定住支援に係 る諸施策は、昭和54年に内閣に置かれたインドシナ難民対 策連絡調整会議(現・難民対策連絡調整会議)の決定に基 づき、政府からの委託事業として(財)アジア福祉教育財団 (難民事業本部)が実施することとされ、その後平成14年に 難民対策連絡調整会議において決定されたいわゆる条約 難民に対する受入、定住支援事業についても、インドシナ難 民と同様に(財)アジア福祉教育財団(難民事業本部)に委 託されるものとされ、現在に至っているものである。  また、内閣難民対策連絡調整会議決定において、「関係 行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジ ア福祉教育財団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技 術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努め る」とされているが、このように、知見・実績を有する難民支 援関係団体の事業として挙げられている(財)アジア福祉教 育財団(難民事業本部)は、これまでのインドシナ難民や条 約難民への定住支援事業の実施を通じ、難民の救済事業 に関し最も豊富な実績と経験を有しており、それらの継続的 な活用は今後の難民支援事業の推進に不可欠である。  については、今後とも支援事業の実施に当たっては、一般競 争入札によるよりも、現行のように当省をはじめとする関係 行政機関と、ノウハウを有する難民支援関係団体としての (財)アジア福祉教育財団(難民事業本部)、その他の民間 事業者において、それぞれの利点を活かして協働する事業 実施体制の方が、支援事業のより一層の充実に資するもの と考える。
zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援		随意契約により、財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部 に対し、条約難民その家族等に 対する定住支援を委託してい る。	d		御指摘の事業について主体規 制を行っておらず、民間開放済 みである。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされているが、ア ジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。	c		我が国政府としてのインドシナ難民の受入、定住支援に係 る諸施策は、昭和54年に内閣に置かれたインドシナ難民対 策連絡調整会議(現・難民対策連絡調整会議)の決定に基 づき、政府からの委託事業として(財)アジア福祉教育財団 (難民事業本部)が実施することとされ、その後平成14年に 難民対策連絡調整会議において決定されたいわゆる条約 難民に対する受入、定住支援事業についても、インドシナ難 民と同様に(財)アジア福祉教育財団(難民事業本部)に委 託されるものとされ、現在に至っているものである。  また、内閣難民対策連絡調整会議決定において、「関係 行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジ ア福祉教育財団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技 術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努め る」とされているが、このように、知見・実績を有する難民支 援関係団体の事業として挙げられている(財)アジア福祉教 育財団(難民事業本部)は、これまでのインドシナ難民や条 約難民への定住支援事業の実施を通じ、難民の救済事業 に関し最も豊富な実績と経験を有しており、それらの継続的 な活用は今後の難民支援事業の推進に不可欠である。  については、今後とも支援事業の実施に当たっては、一般競 争入札によるよりも、現行のように当省をはじめとする関係 行政機関と、ノウハウを有する難民支援関係団体としての (財)アジア福祉教育財団(難民事業本部)、その他の民間 事業者において、それぞれの利点を活かして協働する事業 実施体制の方が、支援事業のより一層の充実に資するもの と考える。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支援	5104	5104B001	1	3	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民その家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	条約難民に関する支援は、これまで公的な支援はなく、NGOが実際の現場を担ってきた。また、国連人種差別撤廃委員会からも差別であり是正するよう勧告を受けていた(2001年3月)。2002年8月7日の内閣難民対策連絡調整会議決定においては、「インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に業務を委託する」とされた。しかし、同センターはインドシナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度にて終了予定であり、同決定においては「国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。」とされている。2006年度からは全く新しい条約難民その家統等に対する定住支援が開始されることを踏まえ、2002年以前より現場で支援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業に参入することを可能にすることが期待される。その展望は2004年当時の外務大臣答弁(第159回参議院決算委員会議事録:添付資料参照)、2003年の内閣難民対策連絡調整会議決定「3.関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める。」(添付資料)でも確認されている。	条約難民が日本で定住していくために必要とされる、日本語教育、社会適用訓練、職業訓練、就労支援ほか、その他本邦定住の促進に必要な事業の実施を行う。	随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。	
zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支援	5105	5105B001	1	3	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民その家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	条約難民に関する支援は、これまで公的な支援はなく、NGOが実際の現場を担ってきた。また、国連人種差別撤廃委員会からも差別であり是正するよう勧告を受けていた(2001年3月)。2002年8月7日の内閣難民対策連絡調整会議決定においては、「インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に業務を委託する」とされた。しかし、同センターはインドシナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度にて終了予定であり、同決定においては「国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。」とされている。2006年度からは全く新しい条約難民その家統等に対する定住支援が開始されることを踏まえ、2002年以前より現場で支援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業に参入することを可能にすることが期待される。その展望は2004年当時の外務大臣答弁(第159回参議院決算委員会議事録:添付資料参照)、2003年の内閣難民対策連絡調整会議決定「3.関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める。」(添付資料)でも確認されている。	条約難民が日本で定住していくために必要とされる、日本語教育、社会適用訓練、職業訓練、就労支援ほか、その他本邦定住の促進に必要な事業の実施を行う。	随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130007	厚生労働省	公共職業安定所		「制度の現状」を参照されたい。	C		<p>職業安定法第5条第3号において、<b>無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。</b>その他、<b>職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</b></p> <p>ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不適当である。</p> <p>ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。</p> <p>雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、差別を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。</p> <p>特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。</p> <p>民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使・学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に連貫することとなる。</p> <p>中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち、割合はインターネット上での非公的部門の一般公開を望まない企業からのものである。</p>	<p>HP上の本文『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。</p> <p>なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するよう規定は一切置かれておらず、職業安定組織の本来任務は必要な場合には公私の関係団体と協力して完全雇用の達成を図ることにある旨が明記してある。従って同条約に照らしても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス、スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要はない。失業認定を画一的基準に基づいて行うことが差別的防止に資すると考え、アメリカでは雇用保険と職業紹介を別々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。</p>	<p>提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのであって、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が推進した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか、など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2005」でもいらい現段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることかえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。</p> <p>〔再検討要請(なお以下)について〕</p> <p>・ILO第88号条約において、国以外の者が無料の職業紹介事業を行うことを規制していないのは御指摘のとおりであり、我が国においても、職業安定法において許可又は届出により無料の職業紹介事業を行うことが定められているものである。</p> <p>しかしながら、ILO第88号条約においては、第2条において「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」と、第9条において「職業安定組織の職員は(中略)公務員でなければならない」と規定されており、国による全国的なネットワークの無料職業紹介事業を行うことが必要であり、そのセーフティネットとしての無料職業紹介の一部を民間に委託することはILO条約との関係上できないものである。</p> <p>なお、ILO第88号条約第1条第2項の公私の関係団体と協力する旨の規定は、国がセーフティネットとしての無料職業紹介を行うことを前提として、他の関係団体と協力することを規定したものであり、国が行うべきセーフティネットとしての無料職業紹介の一部を民間に委託することができることを、オーストラリアやオランダの体制についてのILO条約は適用専門家委員会等の監視機構において議論されるものと</p>			
2B130008	厚生労働省	公共職業安定所の庶務課で行われている業務			C		<p>「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月18日)戦略本部)各府省共通の人事・給与等の内部管理業務の電子化について、業務の合理化及びシステムの効率化の整備を図る観点から、各府省間の整合性や連携を確保したシステム整備、具体的運用等に関する基本方針を策定。</p> <p>「人事・給与等業務システム最適化計画」(平成16年2月27日各府省等情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、人事院、総務省及び財務省が中心となって現在各府省共通の「人事・給与関係業務情報システム」を開発中であり、都道府県労働局においても平成19年度末までの導入が決定済み、職員自らの行為及び決定する行為はシステム内で自動的に処理され、アウトソーシングされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされているものと理解しており、その結果、年間の約2億円の経費削減と年間約1,300万時間分の業務処理時間の短縮が見込まれている。したがって、これを一部でも対象外とすることは、システム開発上非効率であり、事務の簡素化・合理化効果も著しく(軽減することとなり不適当。</p> <p>「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」(2004年(平成16年)9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、経済産業省を中心として、現在、各府省共通のシステムを開発中であり、各府省共通のシステムを構築することにより、システム開発及び4年間の運用に係る経費について約25億円の経費削減、年間延べ約55万時間(計算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。したがって事務の簡素化・合理化を図ることとしており、前同様に、委託することとは不適当。</p> <p>そもそも、給与計算業務、経理業務などの内部業務に係るシステムは、当省だけが導入するものではなく、全府省が等しく導入することを政府として決定しているものであることから、システム開発者である人事院等において、そのような業務があるかどうか判断いただくべきであり、当省のうち、公共職業安定所のみで検討することは不適当。</p>	<p>HP上の本文『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、既に都道府県労働局で集中化を進めている公共職業安定所職員の給与計算、経理業務について、包括的に民間委託を実施することが可能か検討されたい。</p>	<p>提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのであって、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が推進した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか、など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2005」でもいらい現段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることかえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。</p> <p>なお、公共職業安定所及び都道府県労働局における給与計算、経理業務については、すでに述べたとおり各府省共通の「人事・給与関係業務情報システム」の導入により、存在しない業務を民間に委託することは物理的に不可能であり、民間に委託するために不要となる業務を残したり、全省統一の導入するシステムについて都道府県労働局及び公共職業安定所のみを対象外とする場合は、政府の進める事務の簡素化・合理化の観点からは本転倒である。</p>			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130007	厚生労働省	公共職業安定所	5037	5037B001	1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリア セット	1	公共職業安定所	公共職業安定所の(一部事業を除く)すべての事業 (個別の事業については、下記参照)	基本業務の雇用保険の資格認定・給付、及び職業紹介・斡旋の他、求職者の便宜のために実施しているセミナーなど事業の拡がりが見られますが、拡大している事業については民間が行っている事業の後追いの色彩が強く民間でも可能な事業と考えます。また、基本の資格認定・給付、及び職業紹介・斡旋事業についても、資格認定の公平性の問題、特別援助者(障害者、生活保護者の就業促進等々)の問題を除けば、民間が公共職業安定所事業に携わること「機能的には」問題が生ずることはないものと考えます。	資格認定、給付認定、及び特別援助者(障害者、生活保護者の就業促進等々)への対応を除く、すべての公共職業安定所の業務。	前回、憲法27条の第1項を理由として、またILO条約批准国として、国家が職業紹介を行う根拠が示されました。	市場化テストを実施する際に、現行の制度の所管官庁は競争相手になるわけですから、市場化テストを実施する際には別の組織が一時的に所管官庁となつて、官民が公平な競争ができるよう法改正、制度策定をお願い致します。
zB130008	厚生労働省	公共職業安定所の庶務課 で行われている業務	5037	5037B002	1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリア セット	2	公共職業安定所の庶務課で行われている業務	公共職業安定所内の内部事務に関する業務の受託	民間企業では、内部事務は企業にとって事業を拡大するための営業活動や生産活動などのコア業務とは違い、非コア業務であると位置付けられます。自社で雇用する社員は出来る限りコア業務に特化し、非コア業務はアウトソーシングするという流れが近年日本においても急速に見られます。そういった流れの中で、内部事務に関して専門的なノウハウを持ったアウトソーサーが増えています。専門的なノウハウを活用し、低コストで効率の良い運営を行うことで、各社から業務を受託しています。また、委託企業側はこれまで非コア業務に携わっていた社員をコア業務に特化することで、事業拡大や生産性の向上を実現しています。一方で官公庁では内部事務も公務員の行う業務であるという考えのもと、職員が業務を行っています。しかしながら、官公庁における内部事務も一部の法令を除くと民間とそれほどかわらない業務を行っています。つまり、官公庁でもこういったアウトソーサーの活用が可能であると考えられます。事実、弊社では静岡県及び千葉県から同業務を受託・運営を行っています。公共職業安定所においても、内部事務のアウトソーシングをご検討いただきたく提案いたします。	公共職業安定所内の給与計算業務、経理業務などの内部事務に関する業務の受託	公務員法により、非公務員が当該業務を行うことは出来ないという意見も聞かれますが、現状で静岡県・千葉県で実施されており、問題なく実施できると考えます。	当該業務において発生する処理内容及び処理件数の詳細な開示をお願いします。また、処理件数においては日毎・週毎・月毎の件数の推移を正確に開示ください。処理件数に応じた効率的な人員配置を行うことでコストの適正化を図ることが可能となります。



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130009	厚生労働省	公共職業安定所の雇用保険適用課及び雇用保険給付課で行われている窓口業務	「制度の現状」を参照されたい。	雇用保険については、雇用保険法(昭和49年第116号)第2条第1項において「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、被保険者資格の確認といった業務については、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。	c		ご提案の業務については、 1 失業の認定・給付、雇用継続給付、教育訓練給付等の給付や被保険者資格の確認等行政処分にあたる業務が含まれており、このような業務についてはそもそも民法上の委託になじまないこと、 2 濫給を防止する観点から、雇用保険の保険者として財政責任を負う国が行うことが適当であること、 3 旅券窓口や住民票の交付窓口と異なり、外形的画一的に処理できない業務を窓口において実施していること、から、市場化テストの対象とすることは不適当である。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、以下の点を踏まえて、再度ご検討頂きたい。 行政処分行使の権限をいかなる主体に付与すべきかは、立法政策上の問題であり、法令上の特例措置等で対応可能である。 むしろ明確な基準に基づいて厳密に失業認定を行えば、実施主体が官であろうと民であろうと濫給の防止は可能であると考える。 雇用保険窓口業務が「外形的画一的に処理できない」理由について、旅券窓口や住民票の窓口業務と違いに触れつつ具体的に示されたい。 また、外形的画一的に処理できない業務と、その実施主体が公務員であるか否かの関係について示されたい。	c		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に
zB130010	厚生労働省	下部組織である「人材銀行」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		人材銀行については、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、当該施設は「ハローワークの組織、とのことだが、当該施設が存続しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある。旨が明記してある。従って同条約に違反せず、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事業を民間が行うことは、なら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民間化(オーストラリア)が行われているところである。	c		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130009	厚生労働省	公共職業安定所の雇用保険適用課及び雇用保険給付課で行われている窓口業務	5037	5037B003	1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	3	公共職業安定所の雇用保険適用課及び雇用保険給付課で行われている窓口業務	公共職業安定所内の窓口業務全般に関する業務の受託(認定そのものについては担当者の派遣を厚生労働省から受けて行うことも可能であるかと存じます)	届出・認定等の窓口業務は概ねマニュアル化できる定型業務であると考えられます。つまり、アウトソーシングに適した業務であると考えられます。 官庁の各種窓口は、待ち時間の長さ、その対応時間の短さに不満があげられます。民間企業が実施することで、夜間の延長や土日祭日の対応が可能になり、利用者の満足度を高めることができます。 同様の窓口対応業務に関しては、一般的にその対応レベルは官庁に比べ民間企業の方が高いと言われております。これは民間企業では窓口利用者は全てお客様である為、対応レベルは常に高く保たれているからです。こういったノウハウを持った民間企業が窓口業務を実施することで利用者の満足度を高めることが出来ます。 以上のような理由から窓口業務に関してご提案いたします。	適用事業所の設置、廃止、事務組合関係、被保険者の資格取得・喪失、離職票交付、雇用継続給付業務 受給資格決定、失業認定、教育訓練給付、失業給付金等の給付業務に関する、窓口対応業務及び後方事務業務	内部事務と同様、公務員法により、非公務員が当該業務を行うことは出来ないという意見も聞かれますが、一部の地方自治体で旅券窓口や住民票の交付窓口等が民間委託されている事例もありますので、問題なく実施できると考えます。	当該業務に係るコストに関して、民間企業はその事業に必要な人員の総額人件費と事業を運営するための管理費により事業費を見積もります。それに対し、官側も当該業務に必要な人員の総額人件費(半年度における給与額だけでなく退職金・年金・福利厚生費などを含めた人件費の総額)と間接費(備品等にかかる費用だけでなく職員の採用費や研修費などを含めた費用)で競争していただくようお願いいたします。
zB130010	厚生労働省	下部組織である「人材銀行」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	5037	5037B004	1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	4	下部組織である「人材銀行」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介、職業相談事業	昨今の高い失業率の状況から職業相談窓口の混雑は慢性化している状況です。また、現行の職業紹介事業は、地域事情を勘案し、公共職業安定所それぞれが個性を発揮するといったことが難しい状況にあります。一方で、各ハローワークでホームページを作成している状況であり、独立性と効率性の両立が難しい状況であるようです。(同じことを別々にやるのではなく、同じことは一緒にやって、それぞれの独立性を競う形になるかと存じます) 例えば、民間が委託先競争型(業務委託)で受託した場合は、窓口対応方法の変更、ハローワーク利用者の利用目的別対応受付など、利用者の利便性を第一に考えたユーザーオリエンテッドな諸施策の実施も見込まれるかと存じます。 ハローワークの利用者サイドに立った運営をすることにより、職業相談窓口の混雑緩和と利便性の向上が図られ、結果として利用者の増加とマッチング率の向上、改善につながります。	職業紹介、職業相談、人材銀行関連業務、求人受理・連絡、求人開拓、事業所情報の収集などのあらゆる年齢層の職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障害者等の特別援助者の職業相談・紹介を除く)。	民間開放される対象事業部門については、民間を長とし、そのもとで業務執行ができるようお願いいたします。そのためには公共職業安定所業務の括り直しと、業務執行を行う分野が(例えば、日雇い労働者は部門、特別援助者は部門、一般求職者は民間(現在は一般求職者も、45歳未満と45歳以上で対応部門が分かれている)というように)、きっちり区分された組織であることが必要と考えます。それらを可能とするような規制緩和・規制改革を構じていただけるようお願いいたします。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130011	厚生労働省	下部組織である「就職サポートセンター」の職業相談事業、及び雇用開発事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		就職サポートセンターについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。		HF上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うことは、なら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけると自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、 第三者機関の在り方を等諸課題を十分	
zB130012	厚生労働省	下部組織である「ヤングハローワーク事業」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ヤングハローワークについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。		HF上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うことは、なら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。	c	サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけると自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、 第三者機関の在り方を等諸課題を十分	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130011	厚生労働省	下部組織である「就職サ ポートセンター」の職業相談 事業、及び雇用開発事業	5037	5037B005	1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアア セット	5	下部組織である「就職サポ ートセンター」の職 業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介 事業のうちの、就職サポートセンターに 関する業務	<p>年齢が若い層の失業率が高く、利用者が 多いため相談を受けにくいという問題 を有しております。これを民間が年齢層 の近い担当者で対応したり、相談のため 方策を対面だけでなく様々な方法を導入 すれば、方向性が定まらない若年層に とって相談施設としての機能の改善が 図り得ると考えます。</p> <p>各ハローワークの下部組織ということ も有り、就職サポートセンターとしての 横の連携が取れていないという問題を有 しているのではないかと懸念しておりま す。民間が入り各就職サポートセンター 代表者による委員会のような組織をつ くり就職サポートセンター全体をマネー ジすることができれば、広報宣伝活動は はじめとして効率化が進み、利用者増と マッチングの向上につなげることが出来 るものと存じます。</p>	職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障 害者等の特別援助者の職業相談・紹介を 除く)。	就職サポートセンター事業は公共職業 安定所をまとめる所長の管轄下におかれ ています。権限関係をどのように整理す るか、整理する場合に法律の調整が必要 かどうかは不明です。	
zB130012	厚生労働省	下部組織である「ヤングハ ローワーク事業」を含む職 業相談事業、及び雇用開発 事業	5037	5037B006	1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアア セット	6	下部組織である「ヤングハローワーク事業」を 含む職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介 事業のうちの、ヤングハローワークに関 する業務	<p>若年層の失業率が高いところから利用者 が多く、相談を受けにくいという問題を 有しており、これを民間がインターネット などを利用し相談方法の多様化をはか れば利便性の向上につながると考えられ ます。また、方向性が定まらない若年層 にとっての相談施設という面では、年齢 層の近い担当者で対応するなど対応方法 を工夫することにより機能改善につなげ 利用率の向上、就職率の向上に結びつけ ることができるものと存じます。</p> <p>各ハローワークの下部組織ということか ら、ヤングハローワークとしての横の連 携が取れていないという問題を有して おり、民間が入り各ヤングハローワーク代 表者による委員会のような組織をつくり ヤングハローワーク全体をマネージする ことができれば、広報宣伝活動ははじめ として効率化が進み、利用者増につなげ られると考えます。</p>	職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障 害者等の特別援助者の職業相談・紹介を 除く)。	ヤングハローワークは公共職業安定所 をまとめる所長の管轄下におかれていま す。権限関係をどのように整理するか、 整理する場合に法律の調整が必要かどう かは不明です。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130013	全省庁	府省における官房基幹業務		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画(平成16年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成19年度までに、決裁の電子化及び各種入力業務の自動化、支払の電子化、決裁階層の簡素化及びモニタリング(継続監視)の仕組みの導入、業務処理の標準化、情報一元管理、外部委託化、必要な内部規程の見直し並びに最適な情報システムの構築を行うこととしている。	b		職員による判断を必要とする業務と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図ることとしている。		H P上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。	b		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示している。なお、「公共サービスをアプライオリに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し」(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くこととならないか等、「納税者：公共サービスの受益者である国民の視点を第一にした判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
2B130014	厚生労働省	公共職業安定所の全業務を市場化テストの対象事業とすること	「制度の現状」を参照されたい。	職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。	c	ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業及び雇用保険事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とするには困難かつ不適当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけている(08号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、基給を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に連背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。	H P上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。 なお、10号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の人によって行われることを禁止するような規定は一切置かれておらず、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に抵触も、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、民間の職業紹介事業を民間で行うことは、なら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間職業紹介事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示している。なお、「公共サービスをアプライオリに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に			



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望事項補助番号2	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
zB130013	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	9	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものとする。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
zB130014	厚生労働省	公共職業安定所の全業務を市場化テストの対象事業とすること	5044	5044B001	1	1	株式会社東京リーガルマインド	1	公共職業安定所の全業務を市場化テストの対象事業とすること	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している指導監督業務を除く全業務を施設単位で市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行のハローワークは、低いマッチング率、利用者軽視のサービス、高コストといった多くの問題を有しています。これは単なる公務員の懈怠というよりも、公務員という立場上の限界ということもできます。民間の職業紹介事業者が経験とノウハウを蓄積してきたいま、我が国の職業紹介システム全体における官の関与のあり方を見直し、新しい官民のパートナーシップの下で、効率的で質の高いサービスの提供を実現すべきと考えます。 なお、就職困難者の再就職支援といった事業単位で市場化テストにかけるといった意見もありますが、かかる手間とコストのかかる事業のみを民に切り出しても、業務の効率化には結びつきません。ハローワークにおける無駄は、職員の人件費や福利厚生費、事務費など本体的部分にこそあり、この部分を含めて包括的に民間に委ねてこそ、無駄なコストを削減し、必要箇所重点的に費用配分をし、効率的で効果的な業務運営が可能になるといえます。また、職員の職(ポスト)が市場化テストにかけられることにより、官の側にもサービスの向上や業務の効率化といった努力が期待できます。よって、ハローワークの原則全業務を施設単位で市場化テストの対象とすべきと考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	無料職業紹介事業の許可基準の緩和(運用基準の変更)、雇用保険法第15条の2等・職業安定法第5条の4・第51条・51条の2・職業安定法第8条の解釈上の疑義につき政府解釈の変更による解決、職業者安定法第32条の3第2項の撤廃、を求めます。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130015	厚生労働省	アビリティガーデンの全業務を市場化テストの対象事業とすること	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第7号	アビリティガーデンは独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	C	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。					提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることでかえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことにならないか等、「利用者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
2B130016	厚生労働省	公共職業安定所と公共職業訓練施設における全業務を一体的に市場化テストの対象とすること	【公共職業安定所について】 職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。 【公共職業訓練施設について】 職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第7号	【公共職業安定所について】 職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、高齢者を防止し、保険制度としての効率的な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一元的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に逆行することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公開部門への一般公開を望まない企業からのものである。 【公共職業訓練施設について】 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。	C	【公共職業安定所について】 【公共職業訓練施設について】	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制については、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る。」「4 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについては、…5 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図る。」「…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る。」「…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図り、毎年度訓練コースについて精査し、真に高度なものに限定して実施し、地方公共団体や民間教育訓練機関で実施することが可能な訓練は廃止すること。」「離職者を対象とする職業訓練については、…民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、当該地域において民間では実施できないものみに限定して実施することとされており、機構が公共職業能力開発施設において自立的に実施する職業訓練事業は、そもそも民間では対応できない訓練に限定して実施しており、民間で行うことが可能であれば、機構が自ら実施すべき職業訓練は決してないことから、市場化テストにはなじまない。なお、中期目標に記載の民間委託の拡大を踏まえ、民間教育訓練機関に対する委託訓練の拡大を図っており、民間の活力を最大限に活用しているところである。 また、アビリティガーデンは、今後の労働政策の重要課題で			提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、第三者機関の在り方等諸課題を十分に		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130015	厚生労働省	アビリティガーデンの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5044	5044B002	1	1	株式会社東京リーガルマインド	2	アビリティガーデンの全業務を市場化テストの対象事業とすること	現在雇用・能力開発機構の運営している生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)の全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行の公共職業訓練施設は、稼働率が低く高コスト・非効率な運営を行っている、訓練内容が労働者や企業のニーズに充分対応できていない、訓練と紹介が一体化されておらず効率的なマッチングができていない、訓練費用や失業保険の訓練延長給付といった手厚い補助が公共職業訓練にのみ偏重しているため、民間教育訓練機関の事業を圧迫している、といった問題を有しています。そこで、公共職業訓練施設の全業務を、ノウハウを有する民間事業者に包括的に委託することにより、訓練の効果的・効率的実施とコスト削減を図っていくべきと考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築		
zB130016	厚生労働省	公共職業安定所と公共職業訓練施設における全業務を一体的に市場化テストの対象とすること	5044	5044B003	1	1	株式会社東京リーガルマインド	3	公共職業安定所と公共職業訓練施設における全業務を一体的に市場化テストの対象とすること	公共職業安定所と公共職業訓練施設における原則全業務を、一体的に市場化テストの対象とすることを提案いたします(例えば、アビリティガーデンと併設するハローワーク墨田等)。	失業者に対する職業紹介は、職業訓練と直結してこそ、効率的・効果的なマッチングが可能となります。しかし、前述のように、現行では公共職業安定所は厚生労働省地方労働局、公共職業訓練は雇用・能力開発機構と都道府県と実施主体が完全に分離しており、十分な連携がなされていません。そこで、公共職業訓練施設と隣接する公共職業安定所を一体的に市場化テストの対象とし、民間事業者に一括的に運営を委ねることにより、職業紹介と職業訓練を一体化させた効率的・効果的なサービスモデルを構築していくことが有効と考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130017	厚生労働省	長期生活支援資金貸付事業	生活福祉資金(長期生活支援資金)の貸付について(平成14年12月24日厚生労働省発社援第1224001号 厚生労働事務次官通知)	長期生活支援資金の貸付けは、低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした生活福祉資金の資金種類の一つとして、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とし、都道府県社会福祉協議会(資金の貸付業務の一部を当該都道府県の区域内にある市町村社会福祉協議会に委託可)が行うものである。	c、d		長期生活支援資金貸付事業は、低所得世帯等を対象とした生活福祉資金の資金種類の一つとして、いわゆるリバース・モーゲージの手法を導入し、低所得の高齢者世帯に対し、居住用の不動産を担保として生活資金の貸付けを行う事業であるが、さらに、低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした社会福祉制度でもあり、また、地域住民に対する相談・援助を行う民生委員等との連携のもとに事業を行う必要があることから、その実施主体としては、社会福祉法に基づき、地域の社会福祉事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会が担うことが適当であると考えている。 なお、市場化テストは、公共サービスの提供について、民間参入を阻害する規制の緩和を図ることを目的とするものであることにかんがみれば、今回要望を受けた長期生活支援資金貸付事業については、類似の貸付事業(リバース・モーゲージ)を民間の金融機関等が行うことを規制しているわけではなく、既にそのような事業を行っている事例も見られるところであり、市場化テストの対象にはなじまないものと考ええる。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。	c、d		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を併せてお示ししているのにおいて、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていれば、 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことにならないか等、「納税者」公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
zB130018	厚生労働省	と畜検査の民間開放(新規)	と畜法第14条、第19条、と畜場法施行令第10条	獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、と畜場において都道府県知事等の検査を受けることが必要であり、検査は都道府県知事が命じたと畜検査員(獣医師)が行うこととされている。	c		と畜検査制度については、我が国のみならず、諸外国(EU、米 国等)においても政府機関が実施しており、民間機関が行っている例は承知していない。またこのような検査制度は、国際基準(コーデックス基準)において求められている。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。	c		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を併せてお示ししているのにおいて、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていれば、 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことにならないか等、「納税者」公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130017	厚生労働省	長期生活支援資金貸付事業	5050	5050B001	1	1	(社)全国労働金庫協会	1	長期生活支援資金貸付事業	現在都道府県の社会福祉協議会が実施している長期生活支援資金貸付事業	<p>・豊富な住宅ローン取扱い経験を活かし、効率的かつスピーディーな制度運用が可能となる。また、結果的に事務コストの縮減も見込まれる。(2005年3月末現在の住宅ローンの件数・残高は569千件、6.8兆円)</p> <p>・例えば次のような改善、効率化等が見込まれる</p> <p>不動産の評価については、住宅ローンのノウハウを活用し、不動産鑑定士への依頼は不要となる。</p> <p>現制度が対象としていないマンションについても対象となりうる</p>	都道府県社会福祉協議会と同等以上の事業展開		
zB130018	厚生労働省	と畜検査の民間開放[新規]	5053	5053B002	1	1	(社)日本経済団体連合会	2	と畜検査の民間開放[新規]	と畜場におけると畜検査に、民間企業の参入を可能とすべきである。	<p>現在、と畜検査は都道府県の職員が行っているため、土曜日、日曜日、祝日に検査が行われていない。このため、祝日にはと畜場が稼働できず、曜日によっては十分な数量を出荷できない。と畜検査の民間委託を認めることで検査を行うことが可能となり、処理頭数が増加し、畜産の出荷量が安定する。</p>	と畜場法第14条		と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならないとされ、民間企業による検査が認められていない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130019	厚生労働省	官製の医療市場へ混合診療を認める病院群を導入する市場化テスト	医療法第7条1項、第8条	病院もしくは診療所は、医師及び歯科医師個人が開設する場合に関しては届出、それ以外の者が開設する場合に関しては許可を受けることにより開設が可能である。	e		提案の趣旨が不明であるが、病院の経営についてはすでに民間開放しており、市場化テストの対象とすることができない。					
2B130020	厚生労働省	愛知障害者職業センター	障害者の雇用に関する法律第19条～第26条	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)においては、障害者の職業の安定を図るため、障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等を行い、その職業生活における自立を図るための職業リハビリテーションの措置を講ずることとしている。 こうした考えのもと、障害者雇用促進法においては、障害者の職業能力の評価やカウンセリング等に当たって必要な専門的な知識・技術等に基づき、障害者の職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業講習等の職業リハビリテーションを実施するため、「職業リハビリテーション技術の研究・開発、情報の提供及び職業リハビリテーション関係者に対する研修等を行うこと等を目的とした「障害者職業総合センター」、障害者職業能力開発校等との連携のもと、職業評価、職業指導等の措置を系統的に講ずること等を目的とした「広域障害者職業センター」、公共職業安定所との密接な連携のもと、職業評価、職業指導から就職後のアフターケアまでを専門的に行うこと等を目的とした「地域障害者職業センター」を設置・運営することとされている。 障害者雇用促進法においては、障害者職業センターの密接な協力に基づき、障害者職業総合センターを中心とする職業リハビリテーションに関する全国ネットワークを形成し、人事・技術交流の円滑化等を通じて職業リハビリテーションの水準を向上させるため、障害者職業センターの設置・運営の業務について、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「高障機構」という。)において一元的に実施することとしている。高障機構においては、厚生労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、講習を修了した障害者職業カウンセラーを障害者職業センターに置き、障害者職業センターの業務を行っており、これにより、専門的な知識・技術等に基づいた職業リハビリテーションを実施しているところである。	c		独立行政法人高齢・障害者支援機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはいない旨を規定していない。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことであり、「公共サービスをアプリオりに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室において定まっていなければならず、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2005」でいっていない程度にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることがかえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130019	厚生労働省	官製の医療市場へ混合診療を認める病院群を導入する市場化テスト	5056	5056B001	1	1	特定非営利活動法人瀬戸内医療福祉団	1	官製の医療市場へ混合診療を認める病院群を導入する市場化テスト	<p>・オープン型の小規模病院を核とする地域完結型の診療ネットワークの全国的普及を政策的に誘導する。こういったネットワーク内の中核病院を新たな呼称で医療法第4条に位置付ける。</p> <p>・このオープン型の小規模病院に限って、低診療報酬の適用(例えば入院料と入院時医学管理料を有床診療所 群と定める等)と、新たな特定療養費(例えば、いわゆる混合診療に幅広い解釈を持つ例外法等)を許可する。</p>	<p>我が国の医療分野において、官民の競争入札を図る制度上の部分は限りなく少ない。その理由は、医療のすべてを官が主導してきた歴史的経緯があるからだ。仮に競争入札を制度上の未梢的部分で行ったとしても、日本の医療の官製市場は何ら変わらない。そこで現制度の中でこういった部分を官と民が競合すれば、国が如何なる事態に陥っても、国、国民、医療関係者の誰もが不利益を蒙らずに済む制度が構築できるかを検討し整備する必要がある。そのためには、現制度の柱をなす医療法と健康保険法の中に、民の考えが活かせる部分を設けることをおいて他にはない。つまり、現行の医療提供体制と健康保険のなかに民の自由裁量の如く部分を拡大して設ける事である。それが広義の官民競争入札の目的にもつながる。具体的には、制度内に民の自由裁量部分を持たせる医療機関を新設し、健康保険と連動して特定療養費の拡大部分を設け許可する。更に、こういった医療機関が健康保険の徴収にも関われば、既存の医療機関で占める官製市場に対し、民の創意工夫が活かせる民間市場を形成することができる。これにより将来的に国の如何なる状況にも耐え得る柔軟性のある医療制度を構築することができる。そのモデルが、高度地域密着病院に新設であり、この病院群だけに新たな項目で特定療養費を認めるというものである。</p>	<p>本要望事項の実現により少子高齢社会にあっても持続可能で良質な医療が芽生え、同時に社会保障給付費の抑制に寄与し、国の将来において持続可能な制度を構築できる。さらに支援住民の寄託や寄付等の財源化を制度的に付加すれば、公的医療保険を補う財源ともなり、医療ばかりが介護についても国の負担を軽減できる。また医療提供側にとっては経営体質の強化が容易となり、ネットワーク間の競合にも耐え地域貢献へ立ち向かうことができるようになる。そのためにも、先ず四角四面ではない、規制の意味合いの少ない実質的な混合診療を容認する必要がある。この流れにおいて、非営利意識の高い団体または個人の参入を促進し、民の判断がより良い医療関連サービスを生み、また地域毎の良い意味での競合を導く。その結果として生じる過当競争は、市場的に同心円的な拡がりをもって医療資源の地域偏在を是正し、全国均一に高品質、低価格な医療提供体制の整備が進む。</p>	<p>・医療法 保険法</p> <p>・健康 ・療養担当規則</p>	
zB130020	厚生労働省	愛知障害者職業センター	5060	5060B006	1	1	民間企業	6	愛知障害者職業センター	愛知障害者職業センターの業務全般について民間への委託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130021	厚生労働省	雇用・能力開発機構愛知	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号、独立行政法人通則法第7条第2項	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務は、独立行政法人雇用・能力開発機構法等に基づき、全国の都道府県センター及び職業能力促進センター等で進めているものであり、愛知県においては県内に愛知センター、ポリテクセンター中部等の施設を独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営している。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c	-	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのについて、「公共サービスをアプリオリに市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2005」でもいわれているが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
zB130022	経済産業省、農林水産省、厚生労働省、環境省	各省庁所管の一括研究機関の会計・人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト			d/e		独立行政法人制度の趣旨( )に鑑み、民間委託の要否については各法人が自主的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えられる。また、独立行政法人国立健康・栄養研究所が実施している財務・経理、人事、総務等の業務の民間への委託を規制する規定はない。なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品の副作用等による被害救済、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行う法人であるが、研究関係業務は行っていないことから、「研究機関関係独立行政法人」には該当しないと考えられる。独立行政法人制度においては、独立行政法人の業務運営における自主性に十分配慮することが求められている(独立行政法人通則法第3条第3項)。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。	d/e		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのについて、「公共サービスをアプリオリに市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2005」でもいわれているが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130021	厚生労働省	雇用・能力開発機構愛知	5060	5060B007	1	1	民間企業	7	雇用・能力開発機構愛知	雇用・能力開発機構愛知の業務全般について民間への委託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人雇用・能力開発機構		
zB130022	経済産業省、 農林水産省、 厚生労働省、 環境省	各省庁所管の一括研究機 関の会計・人事、その他研 究支援等バックオフィス関 係事務の市場化テスト	5066	5066B001	1	1	トランスコスモス株式会社 MCMサービス統括 サービス 企画部 益村勝将	1	各省庁所管の一括研究機関の会計・人事、 その他研究支援等バックオフィス関係事務の 市場化テスト	産業技術総合研究所、NEDO、製品評価技 術基盤機構、農業・生物系特定産業技術 研究機構作物研究所、農業生物資源研 究所、食品総合研究所、森林総合研究所、 農業環境技術研究所、水産総合研究セン ター、国立健康・栄養研究所、医薬品医 療機器総合機構、国立環境研究所等の研 究機関系独立行政法人が実施している財 務・経理、人事、総務、購買、情報シス テム(システムの運用・保守、データの 保存、セキュリティなど)、法務、広報 等の業務の一括市場化テスト	現在、財務・経理、人事、総務、購買、 情報システム(システムの運用・保守、 データの保存、セキュリティなど)、法 務、広報等の業務はそれぞれの自治体で 個別に業務を行っているが、これらの業 務には共通性が高い。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民 間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させる ことで、人材を他部門により集中させる ことができる。 3.サービスレベルの向上 業務の効率化により対応の迅速化や職員 の処理内容が削減されサービスレベルが 向上する。	左記の業務の中で支払い管理、一般会 計、給与計算、入金管理、情報システム 運用、旅費・経費生産、ITヘルプデス ク、備品購入、福利厚生などの業務の標 準化ができて、かつ他研究機関と差別化 の要因にならない業務を抽出し、これら の業務を提供するアウトソーシング会社 との間で市場化テストを実施する		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130023	厚生労働省	水道業務の市場化テスト	水道法	水道事業は公益事業であり、また、継続的、安定的な経営が求められるものであることから、各々の水道事業をどのような経営形態で行うかについては、水道の需要者から最も近く、また、地域の実情に通じている市町村が判断し選択すべきものであることから、水道法第6条において、市町村以外の者は、給水区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとされています。 一方、水道施設の管理については、水道法第24条の3に規定されているとおり、水道の管理に関する技術上の業務を水道法上の責任とともに第三者に委託することが可能です。 また、検針や料金徴収等の業務についても民間に委託して実施することが可能であり、現に多くの水道事業者において民間委託が行われているところであります。	d	-	水道施設の管理等については、制度の現状で述べたとおり、民間委託が可能となっています。		貴省回答では、「水道施設の管理等については、制度の現状で述べたとおり、民間委託が可能」とのことだが、料金設定も含め全ての業務が民間委託可能かどうかご教示願いたい。	d	-	市町村の同意を得れば、民間が水道事業を営むことも可能であり、その場合は全ての業務を民間が行うこととなる。
2B130024	厚生労働省	ハローワーク(公共職業紹介所)の市場化テスト	「制度の現状」を参照されたい。	職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。 雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌することとされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。	C		ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業及び雇用保険事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とするには困難かつ不適当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO81号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、支給を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものであるため、雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に連背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。		H.F.上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)(注)の通り、なお、ILO第81号条約は、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある。旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事業を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民間化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス、スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間職業紹介利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要は無い、むしろ、失業認定を前記の基準に基づいて行うことが雇用の防止に資すると考え、アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。	C	提案のあつたそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているものであって、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけると自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければ、第三者機関の在り方等諸課題を十分	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130023	厚生労働省	水道業務の市場化テスト	5067	5067B001	1	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	1	水道業務の市場化テスト	自治体の水道管理事業を民間開放する	<p>現在、水道事業は水道法6条により、原則市区町村が請け負うことになっている。しかし、当該業務は設備の管理やその使用料の徴収など民間において類似業務が存在する。</p> <p>民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。</p> <p>1.コストダウン・利用者にとっての料金低下 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.利用者にとってのサービスの向上 民間の創意工夫により、支払い方法の多様化や新しい料金体系や新しいサービスなどが創出される。</p>	自治体の水道管理業務全て	第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。《改正》平11法1602 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。	
zB130024	厚生労働省	ハローワーク(公共職業紹介所)の市場化テスト	5068	5068B002	1	1	個人	2	ハローワーク(公共職業紹介所)の市場化テスト	各公共職業紹介所が実施している業務全体に対して包括的に市場化テストを実施	<p>現在、ハローワークが実施している職業紹介業務全般は、多くの民間事業者においても実施されているため</p>	ハローワークの業務全体に対して包括的に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130025	厚生労働省	キャリア交流プラザ事業の市場化テスト 対象地域拡大	「制度の現状」を 参照されたい。	キャリア交流プラザ事業については、中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、全国15か所で実施しているところである。このうち5か所について、民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上をめざしていく観点から、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とし、本年6月より実施しているところである。	c		キャリア交流プラザ事業については、本年6月より1年間市場化テストのモデル事業の対象としているところであるが、まずは現行5か所のモデル事業を着実に実施し、的確な実績評価を行った上で、実施地域の拡大や事業の適否等について判断する必要があるため、現時点において対象地域の拡大を行うことは適当でない。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。	c		「市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているとの指摘であるが、当該事業については市場化テストのモデル事業の対象として行っているところであり、そのような指摘は当たらない。 なお、モデル事業として実施している事業の対象地域の拡大等を検討するに当たっては、民間事業者の事業運営と官が実施する事業との間の比較検証を行い、民間事業者の知見・ノウハウにより、官が実施する事業と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価することが必要であり、現在実施している5箇所のモデル事業の実績が判明しない現時点において、対象地域を拡大することは適当ではない。
zB130026	厚生労働省	若年版キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	「制度の現状」を 参照されたい。	若年版キャリア交流プラザ事業については、的確、円滑な就職のための支援の必要性が高い若年求職者を対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、全国1か所で実施しているところである。この1か所について、民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上をめざしていく観点から、求職者に対して無料の職業紹介業務を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設として、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とし、本年6月より実施しているところである。	e		若年版キャリア交流プラザについては、全国に1か所のみ設置されたものをテストの対象としているものである。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130025	厚生労働省	キャリア交流プラザ事業の 市場化テスト対象地域拡大	5068	5068B003	1	1	個人	3	キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象 地域拡大	市場化テストのモデル事業対象である キャリア交流プラザ事業の対象地域拡大	すでに「キャリア交流プラザ」はモデル事 業として市場化テストが実施されてお り、市場化テストの趣旨との合致は確認 されているものと考えられる したがって、対象地域を拡大して、より 多くの成果を得ていくことが妥当である ため	基本的には、モデル事業と同様 ただし、モデル事業の実施において識別 された課題解決に向けた方策を実施こと とする		
zB130026	厚生労働省	若年者版キャリア交流プラ ザ事業の市場化テスト対象 地域拡大	5068	5068B004	1	1	個人	4	若年者版キャリア交流プラザ事業の市場化 テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象である若 年者版キャリア交流プラザ事業の対象地域 拡大	すでに「若年者版キャリア交流プラザ」はモ デル事業として市場化テストが実施され ており、市場化テストの趣旨との合致は 確認されているものと考えられる したがって、対象地域を拡大して、より 多くの成果を得ていくことが妥当である ため	基本的には、モデル事業と同様 ただし、モデル事業の実施において識別 された課題解決に向けた方策を実施こと とする		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
2B130027	厚生労働省	求人開拓事業の市場化テスト対象地域 拡大	「制度の現状」を 参照されたい。	依然求人情勢が厳しい地域に あって求人量を確保するための 求人開拓については、平成 17年度全国77地域で実施して いるところであるが、このうち3 地域について、民間事業者等の 知見・ノウハウを活用すること により、サービスのコスト削減・質 向上をめざしていく観点から、市 場化テスト(モデル事業)の対象 とし、本年6月より実施してい るところである。	c		求人量の確保を図るための 求人開拓事業については、本年 6月より1年間市場化テストのモ デル事業の対象としていると ころであるが、まずは現行3地域 のモデル事業を着実に実施し、 的確な実績評価を行った上で、 実施地域の拡大や事業の適否 等について判断する必要がある ため、現時点において対象地域 の拡大を行うことは適当でない。		HP上の本文『「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)』の (注)の通り。なお、現在、モデル 事業として行っている事業につ いても、対象地域の拡大など、 本格的な市場化テストの実施に ついて検討され、検討結果を示 されたい。	c		「市場化テスト」にかけること 自体を「門前払い」しているとの 指摘であるが、当該事業につ いては市場化テストのモデル事業 の対象として行っているところ であり、そのような指摘は当たら ない。 モデル事業として実施している 事業の対象地域の拡大等を検 討するに当たっては、民間事 業者の事業運営と官が実施する 事業との間の比較検証を行い、 民間事業者の知見・ノウハウに より、官が実施する事業と比べ てどのような効果がサービスの 質向上やコスト削減の面で実現 できたかを評価することが必要 であり、現在実施している3地域 のモデル事業の実績が判明し ない現時点において、対象地域 を拡大することは適当ではな い。
2B130028	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	独立行政法人通 則法第35条	独立行政法人の中期目標の期 間の終了時において、当該独立 行政法人の業務を継続させる必 要性、組織の在り方その他その 組織及び業務の全般にわたる 検討を行うこととされている。	c		国立病院機構の業務の在り方については、中期目標の期 間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則 法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人 の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決す るべきである。 なお、国立病院機構の業務については、既に外来窓口業 務、清掃業務など、可能な業務は既に民間に委託してい るところである。 労働者健康福祉機構の業務の在り方については、中期目 標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法 人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、 同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応 じ、決するべきである。 なお、労働者健康福祉機構の病院における業務につ いては、既に外来窓口業務、清掃業務など、可能な業務は既 に民間に委託しているところである。		HP上の本文『「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)』の (注)の通り。	c		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労 働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯 に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものに ついてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由 を付してお示ししていることであって、「公共サービスをアプ リオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしてい るものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現 在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ず しも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととさ れているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象と する業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供す る観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公 共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会 議「市場化テスト推進室において定まっていなければなら ない」第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨次の方 針2005)でもない程度にあるが、このような状況では、「市 場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねること がえって各公共サービスの経費の増大や質の低下を招くこ とがないかを、「納税者・公共サービスの受益者である国民 の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得 ないことを申し添える。



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130027	厚生労働省	求人開拓事業の市場化テ スト対象地域拡大	5068	5068B005	1	1	個人	5	求人開拓事業の市場化テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象である求 人開拓事業の対象地域拡大	すでに「求人開拓事業」はモデル事業とし て市場化テストが実施されており、市場 化テストの趣旨との合致は確認されてい るものと考えられる したがって、対象地域を拡大して、より 多くの成果を得ていくことが妥当である ため	基本的には、モデル事業と同様 ただし、モデル事業の実施において識別 された課題解決に向けた方策を実施こと とする		
zB130028	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場 化テスト	5068	5068B010	1	3	個人	10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病 院、特殊法人・独立行政法人が経営する 病院、地方自治体が経営している病院 等、行政機関が所管・経営する病院の市 場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営して いるが、民間法人によっても経営されて いるため	行政機関が所管・経営する病院に対し て、市場化テストを実施することによ り、コスト削減・サービスレベルの向上 が図られるものと期待される	独立行政法人国立病院機構法当該業務の 実施主体は国立病院のみが想定されてい る	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130029	厚生労働省、 総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	国民年金法第96 条	社会保険庁において、国民年金 の保険料の徴収業務を行って いる。	a	(現 在、実 施して いる市 場化テ ストの モデル 事業を 引き続 き実 施)	社会保険庁においては、業務 効率化の観点から外部委託の 拡大を図ることとしており、その 一環として、国民年金保険料の 収納業務のうち、納付督促業務 及び保険料の納付受託業務等 について、包括的に市場化テ ストのモデル事業として実施して いる。引き続き、その実施を進 めていくこととしている。		HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。なお、現在、モデル 事業として行っている事業につ いても、対象地域・対象事業の 拡大など、本格的な市場化テ ストの実施について検討され、検 討結果を示されたい。	a (現 在、実 施して いる市 場化テ ストの モデル 事業を 引き続 き実 施)		・ 国民年金保険料の徴収事務 に関する要望事項については、 既に実施している国民年金保険 料の収納業務に係る市場化テ ストモデル事業により対応可 能である。 ・ なお、モデル事業として行っ ている事業については、今年度 の実施状況を踏まえつつ、実施 箇所数を拡大することを検討し ている。
zB130030	全省庁	公用車の運転業務受託		一部外部委託	c / d		運転手職員退職後の不補充の 方針に基づき、運転手職員退職 後は順次、民間委託に移行して いる。ただし、不規則・緊急な業 務・事態に対応する必要がある こと等により、すべてを民間委 託とすることはできない。		引き続きアウトソーシングの範 囲の拡大を検討願いたい。	d		運転手職員退職後の不補充の 方針に基づき、運転手職員退職 後は可能な限り、民間委託へ移 行することとする。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130029	厚生労働省、 総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	5069	5069B003	1	2	個人	3	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	社会保険庁の徴収業務、およびNHKの 受信料徴収業務について、社会保険庁、 NHKがそれぞれ、同業務に対して市場 化テストを実施するもの。	社会保険料、NHKの受信料とも、その 納入は義務であり、各組織のスタッフが 徴収に向いているところであるが、一 人で両方について督促がかけられられ ば、合理的な回収が実現できると考えら れる。	社会保険庁の徴収業務、NHKの受信料 徴収業務	調査中	
zB130030	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	9	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供 されている公用車サービスについて、そ のサービス提供を市場化テストにかける もの	公用車サービスは、基本的に民間のハイ ヤー、タクシー事業の業務内容となんら 変わることはなく、当該サービスが公 務員によって提供されなければならない 合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に 呈して提供されている公用車サービス	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130031	全府省	バックオフィス系業務の民間委託				d	競争入札を希望する業者の資格審査登録業務、省庁別財務諸表の作成業務等の財務・経理・購買業務、語学研修等の人事業務、厚生労働省ネットワークシステム等情報システムの保守・管理業務、厚生労働省ホームページの掲載等の広報業務について民間委託を行っているところであり、既に民間開放済みである。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。	d		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししている。なお、「公共サービスをアフリオリに」市場化テストにかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し」(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
zB130032	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	職業能力開発促進法第27条第3項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発総合大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。		c	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行って(はならない旨を規定していない)。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制については、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 <sup>4</sup> 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査… <sup>5</sup> 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討された。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししている。なお、「公共サービスをアフリオリに」市場化テストにかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し」(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標の職業訓練に関する規定においては、「在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を認め、毎年度訓練コースについて精査し、真に高度なものに限定して実施し、地方公共団体や民間教育訓練機関で実施することが可能な訓練は廃止すること、…離職者を対象とする職業訓練については、…民間教育訓練機関との適切な役割分担を認め、当該地域において民間では実施できないものみに限定して実施することとされており、機構が公共職業能力開発施設において自ら行う職業訓練事業は、そもそも民間では対応できない訓練に限定して実施しており、民間で行うことが可能であれば、機構が自ら実施すべき職業訓練には該当しないことから、市場化テストにはなじまない。なお、中期目標に記載の民間委託の拡大を図り、民間教育訓練機関に対する委託訓練の拡大を図っており、民間の活力を最大限に活用しているところである。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望事項補助番号2	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
zB130031	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	9	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB130032	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	5070	5070B001	1	1	個人	1	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発総合大学校全体の業務を市場化テストにかける	・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。 ・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。 ・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない	市場化テストにかける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。 ・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる ・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるといった効果がある ・適切なマッチングの件数が増加する	職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。 また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130033	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発大学校(10箇所))の市場化テスト	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行って「はならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)」は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 <sup>4</sup> 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査… <sup>5</sup> 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものとする。従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討された。			提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのを受けて、「公共サービスをアプリオリに「市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていれば、…第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨次の方針(2005)」でない限りあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
zB130034	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発短期大学校(1箇所))	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第7号	職業能力開発短期大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行って「はならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)」は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 <sup>4</sup> 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査… <sup>5</sup> 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものとする。従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討された。		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのを受けて、「公共サービスをアプリオリに「市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていれば、…第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨次の方針(2005)」でない限りあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130033	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業 能力開発大学校(10箇 所))の市場化テスト	5070	5070B002	1	1	個人	2	雇用・能力開発機構(職業能力開発大学校 (10箇所))の市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する職業能力 開発大学校全体の業務を市場化テストに かける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。</li> <li>・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。</li> <li>・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。</li> <li>・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場化テストにおける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。</li> <li>・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる</li> <li>・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる</li> <li>・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果が上がる</li> <li>・適切なマッチングの件数が増加する</li> </ul>	<p>市場化テストにかかる際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。</p> <p>職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。</p> <p>また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。</p>	
zB130034	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業 能力開発短期大学校(1箇 所))	5070	5070B003	1	1	個人	3	雇用・能力開発機構(職業能力開発短期大 学校(1箇所))	雇用・能力開発機構が運営する職業能力 開発短期大学校全体の業務を市場化テス トにかける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。</li> <li>・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。</li> <li>・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。</li> <li>・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場化テストにおける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。</li> <li>・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる</li> <li>・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる</li> <li>・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果が上がる</li> <li>・適切なマッチングの件数が増加する</li> </ul>	<p>市場化テストにかかる際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。</p> <p>職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。</p> <p>また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130035	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発促進センター(62箇所))	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発促進センターは独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 <sup>4</sup> 、 <sup>4</sup> 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査… <sup>5</sup> 、 <sup>5</sup> 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討された。			提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのあって、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか、など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、 <sup>4</sup> 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、(骨太の方針2005)で掲げた「段階」にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。
zB130036	厚生労働省	労働政策研究・研修機構における調査研究、研修等の市場化テスト	-	独立行政法人労働政策研究・研修機構は、独立行政法人労働政策研究・研修機構法に基づき、労働政策についての総合的な調査及び研究、厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修等を行っている。	c	-	独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成18年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。			提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのあって、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか、など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、 <sup>4</sup> 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、(骨太の方針2005)で掲げた「段階」にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130035	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業 能力開発促進センター(62 箇所))	5070	5070B004	1	1	個人	4	雇用・能力開発機構(職業能力開発促進セン ター(62箇所))	雇用・能力開発機構が運営する職業能力 開発促進センターの業務を市場化テスト にかける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。</li> <li>・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。</li> <li>・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。</li> <li>・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる</li> <li>・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる</li> <li>・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果が上がる</li> <li>・適切なマッチングの件数が増加する</li> </ul>	<p>職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。</p> <p>また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。</p>	
zB130036	厚生労働省	労働政策研究・研修機構に おける調査研究、研修等の 市場化テスト	5070	5070B008	1	1	個人	8	労働政策研究・研修機構における調査研究、 研修等の市場化テスト	労働政策に関する研究・調査・研修の業 務を市場化テストにかける	<p>当法人の行っている、調査や研究の業務はシンクタンクやリサーチ会社、研修会社などの企業においても提供している業務であることから、民間の創意工夫やコスト管理の手法を導入する余地があると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託することにより、業務が効率化されコストダウンできる</li> <li>・採算性の考え方が徹底されることで無駄な調査・研究が削減され意味のある調査・研究に集中できる</li> <li>・民間のノウハウを活用することで研修の効果の向上が期待できる</li> </ul>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130037	厚生労働省	病院運営の市場化テスト	医療法第39条	病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は法人とすることができる。	e		提案の趣旨が不明であるが、医療法第39条に規定する医療法人は、民間の法人であり、市場化テストの対象とすることはできない。					
zB130038	厚生労働省	ヤングハローワーク運営事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ヤングハローワーク及びヤングワークプラザについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。				提案のあつたそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているものであって、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけること自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていればかりか、「第三者機関の在り方等諸課題を十分

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望事項補助番号2	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望	
zB130037	厚生労働省	病院運営の市場化テスト	5070	5070B018	1	2	個人	18	病院運営の市場化テスト	病院運営の主体に民間も加える	現在、医療法39条により、病院運営を民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務はサービス提供という観点から、民間事業者の施設管理や顧客サービス、品質管理などのノウハウ活用の余地が大きいと考える。そのために、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。	1.利用者にとってのサービス・品質の向上 病院運営に、民間の創意工夫を活用することにより食事の向上や受付方法の向上、待合時間の短縮等の向上が見込める。 2.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。	民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。	第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。	
zB130038	厚生労働省	ヤングハローワーク運営事業	5073	5073B001	1	1	株式会社リクルート	1	ヤングハローワーク運営事業	厚生労働省が設置・運営する公共職業安定所のうち、大都市圏におけるヤングハローワーク、ヤングワークプラザ、の若年者向け職業紹介施設の一括運営。(たとえば、現在、東京都渋谷区にあるヤングハローワークの運営を一括して行うこと。)	厚生労働省は現在、ヤングハローワーク、ヤングワークプラザ等若年者向け公共職業安定所に加えて、地方公共団体が設置する「ジョブカフェ」において若年者向けの職業紹介事業を行っているほか、雇用・能力開発機構を通じて「ヤング・ジョブスポット」の運営を行っている。また、勤労青少年ホームにおいてキャリア形成支援事業を実施するなど、若年者向けの就業支援施策は多岐にわたる。これらの事業はそもそもの目的や歴史的背景が異なるとはいえ、直接の実施主体が異なる等の理由から重複する部分があったり、一貫性を欠いたりするなどの問題を抱えている。将来的には、若年者に対する就業支援施設を集約する必要があると考える。その端緒として、厚生労働省が大都市圏に設置しているヤングハローワークの運営を一括して民間に任せ、民間が得意とするキャリアカウンセリング技術を生かし、また、世の中に散在している求人情報や派遣情報などを含む多様な就業チャネルも活用しながら、効率的で成果のあがる就業支援を行う必要があると考える。 なお、若年者の中には、将来的に公的支援から切り離し、民間のサービス(=事業主または個人等による受益者負担)により運営できる可能性のある層が一定の割合で存在するものと思われる。	ヤングハローワーク等の若年者向け職業紹介施設の機能を民間が完全に代替するため、責任者および従業員は民間事業者の者とするほか、事業企画・運営を民間事業者の手によって主体的に行う観点から、少なくとも以下の措置が必要と考えられる。なお、現在の施設および什器・備品等はそのまま民間事業者が使用することを前提とする。 ・ヤングハローワークは「概ね30歳未満の」若年者を対象にしており、それ以外の求職者には同じ地域にある公共職業安定所がサービスを提供していることから、同一管内にある公共職業安定所とは、現在の両者の役割分担と同様に、お互いの求職者をスムーズに案内できるような協力関係のもとに運営する。 ・ヤングハローワークにおいても4週間に1度の失業認定を行うため、認定業務そのものを民間事業者に委ねるが、これが困難である場合には、必要に応じて公共職業安定所の職員を若干名配置する。 ・公共職業安定所が持つ求人情報の全国的なネットワークを損なわないよう、ヤングハローワーク等においても「総合的雇用情報システム」および「求人自己検索端末」等の情報を民間事業者が使用できることとする。 ・その他、公共職業安定所が全国一律に提供しているサービスについても同様に、民間事業者が使用できることとする。	ヤングハローワーク等の若年者向け職業紹介施設の機能を民間が完全に代替するため、責任者および従業員は民間事業者の者とするほか、事業企画・運営を民間事業者の手によって主体的に行う観点から、少なくとも以下の措置が必要と考えられる。なお、現在の施設および什器・備品等はそのまま民間事業者が使用することを前提とする。 ・ヤングハローワークは「概ね30歳未満の」若年者を対象にしており、それ以外の求職者には同じ地域にある公共職業安定所がサービスを提供していることから、同一管内にある公共職業安定所とは、現在の両者の役割分担と同様に、お互いの求職者をスムーズに案内できるような協力関係のもとに運営する。 ・ヤングハローワークにおいても4週間に1度の失業認定を行うため、認定業務そのものを民間事業者に委ねるが、これが困難である場合には、必要に応じて公共職業安定所の職員を若干名配置する。 ・公共職業安定所が持つ求人情報の全国的なネットワークを損なわないよう、ヤングハローワーク等においても「総合的雇用情報システム」および「求人自己検索端末」等の情報を民間事業者が使用できることとする。 ・その他、公共職業安定所が全国一律に提供しているサービスについても同様に、民間事業者が使用できることとする。	職業安定法第32条の3第2項において、「手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるとき」に手数料が徴収できる旨が規定されている。現在は、「芸能家又はモデルの職業に紹介した求職者」および「年収700万円超の科学技術者、経営管理者又は熟練技能者の職業に紹介した求職者」が手数料徴収の対象となっているが、将来的に国の予算への依存を可能な限り少なくする観点から、一定の範囲・条件下でいわゆる受益者負担を実現するべく、対象や名目等に関する制限を緩和していただきたい。	市場化テストの実施期間中は公共職業安定所と同様に「無料」職業紹介事業を行うことになるが、将来的に国の予算への依存を可能な限り少なくする観点から、「有料」事業を行いたい。このため、職業紹介事業を行うに当たっては、有料職業紹介事業の許可を取得したいと考えている。  昨年10月6日の規制改革・民間開放推進会議 雇用・労働ワーキンググループの会合において、高校生の職業紹介について民間事業者が何らの制限なくこれを行うことができるとの考えが厚生労働省から示されたところであるが、これを事業主および文部科学省、都道府県教育委員会、高校現場等に周知し、学校と事業主、民間事業者の協力が一層進むよう尽力願いたい。  本事業の目的は

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130039	厚生労働省	国民健康保険の支払(納付)代行業務	国民健康保険法第80条の2、国民健康保険法第80条の2の規定に基づく厚生労働大臣の指定する市町村の指定について	被保険者の便益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。	b		国民健康保険料の収納に関しては、被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村において、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができることとなっているが、現在のところ、クレジット決済による立替払いについては想定していない。クレジット決済による立替払いについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要があることから研究会を立ち上げたところであり、検討を行ってまいりたい。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		クレジット決済による立替払いについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要があることから、今般研究会を立ち上げ、実施すべきか否かを含め検討を行っていく予定であり、今年度中には、その可否について結論が得られるよう努力して参りたい。
2B130040	厚生労働省	ハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不相当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO81号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、基給を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に連背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	HPP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。 なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介業務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要は無い。むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことこそが濫給の防止に資すると思われる。 アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。	c	提案のあつたそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのであつて、「公共サービスをアプライオリに「市場化テスト」にかけること自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていれば、第三セクター機関の在り方等諸課題を十分に	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130039	厚生労働省	国民健康保険の支払(納付)代行業務	5078	5078B011	1	1	株式会社セゾ	11	国民健康保険の支払(納付)代行業務	国民健康保険のクレジットカード決済での支払の許可	現状では口座振替や役所・銀行・郵便局での窓口支払が認められているが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済で支払を行いたい。外国人を含む支払者にとって支払い方法を選択できることで利便性が向上する。クレジットカードは口座振替同様に継続支払等が選択できるため収納の確実性がある。書類保管ではなくデータ処理することにより管理が容易になり、徴収による集金の手間も軽減できる。	保険年金課などホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども申請時に受け付ける。パソコン・保険番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設定も不要である。		
zB130040	厚生労働省	ハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務	5086	5086B001	1	1	グッド ウィル・ グループ  ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	1	ハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務	現在、ハローワーク殿が行っている再就職希望者に対する一連業務の民間開放提案業務 再就職相談窓口 求職票等の作成指導 登録事務手続き  *上記については、現在、(財)高年齢者雇用開発協会殿より「民間委託による長期失業者の就職支援事業」を受託し対応させて頂いている経験にもとづく。	提案理由 再就職支援一連業務の一括請負によるトータル業務効率向上 求職者の方にとっての繰り返し説明等の手間削減。等	1.競争条件 コスト面だけでなく、サービスの内容についても競争条件に織り込んで頂きたい。 2.理由 再就職支援事業においては、より良いサービスを提供するということが最大の使命であるため。	職業安定法	ハローワーク殿が行っている詳細の業務内容とそれにかかる労力、人材



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130041	厚生労働省	再就職連動助成金の事務処理業務	雇用保険法第62条第1項、雇用対策法26条	労働移動支援助成金の1メニューである再就職支援給付金の事務処理業務は、雇用保険法第62条第1項及び雇用対策法第26条に基づき、ハローワーク及び労働局において実施している。	c		提案の内容では、証明書を発行した会社が当該証明書も含めた書類のチェックを行うこととなり適切ではない。		利用者の利便性向上の観点から、提案の再就職助成金事務を包括的に民間事業者に開放した上で、当該事業者は貴省から適切なチェックをかければ問題は生じないと考えが、貴省の見解を示されたい。	c		民間の職業紹介事業者は、再就職支援給付金の支給により間接的な恩恵を受ける立場にあり、これら職業紹介事業者が書類のチェックを行うこととした場合でも、不正受給防止や適正支給の観点から、再度、行政として厳正なチェックが必要不可欠であり、結果として事務処理が極めて非効率となるため、本給付金の支給事務を民間の職業紹介事業者に開放することは不適当である。
zB130042	厚生労働省	求人開拓コンサルタント業務の請負	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不適当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO81号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、支給を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に連背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上で非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。		H.F.上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各都府からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)(注)の通り、なお、ILO第81号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止する規定は一切置かれておらず、むしろ、職業安定機関の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある旨が明記してある。従って同条約に抵触しても、国が無料職業紹介事業の全国的ネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民間化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要はない。むしろ、失業認定を前記の基準に基づいて行うことが受給の防止に資すると考え、アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	提案のあつたそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのであつて、「公共サービスをアプライオリに「市場化テスト」にかけると自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていればかりか、「第三者機関の在り方等諸課題を十分	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130041	厚生労働省	再就職関連助成金の事務 処理業務	5086	5086B002	1	1	グッド ウィル・ グループ  ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	2	再就職関連助成金の事務処理業務	現在、当社に登録頂いた方が再就職され た時、当社としてご本人に助成金の主 旨、内容、手続きについてご説明し、そ の後ハローワーク殿にて書類処理をされ ており、このハローワーク殿の書類処理 について民間開放を提案 提案業務 再就職助成金事務手続き	提案理由 再就職助成金事務 手続きの一括請負 によるトータル業務 効率の向上	特になし。	職業安定法	助成金手続きに 関するハロー ワークとしての 業務量
zB130042	厚生労働省	求人開拓コンサルタント業 務の請負	5086	5086B003	1	1	グッド ウィル・ グループ  ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	3	求人開拓コンサルタント業務の請負	当社は再就職支援事業を営む中でベテラ ンの求人開拓コンサルタントを使い、得 意先企業より求人案件の発掘に努めてい るが、その求人案件のご紹介を含めた求 人開拓コンサルタント業務をハローワー ク殿から民間に開放提案。 提案業務 面接指導 求人案件紹介 面接後フォロー 職場定着フォロー  *特に、長期失業者 の再就職達成につい ては、求人開拓コン サルタントの関与が 非常に重要であり、 この点で当社の特徴、 強みを活用頂きたい。	提案理由 求人開拓コンサルタントのノウハウ及 び求人案件の拡大活用	求人開拓コンサルタント業務について は、求人案件の量とともに質も重要視し ており、競争条件の一つとして織込み希 望	職業安定法	ハローワーク殿 で行っている求 人開拓業務の具 体的内容と仕事 量

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130043	厚生労働省	各種セミナーの請負	—	失業等給付受給者に対するセミナーなどについては、既に民間に委託し、業務を実施いただいているところである。	d	—	現在、ハローワークで行っている各種セミナーについては、既に民間講師の活用、民間委託の推進等を行っているところである。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務は既に民間に委託し、業務を実施いただいているところである。	更なる民間開放の可能性について、ご検討のうえ回答されたい。	c		ハローワークで行っている各種セミナーについては、民間講師の活用や民間委託を行うなど、民間に任せることが適当なものは既に民間に任せており、これ以上の民間開放は現在のところ考えていない。
zB130044	厚生労働省	財団法人産業雇用安定センターが行っている出向・移籍支援事業/在職者職業紹介事業	雇用保険法施行規則第115条第4号	地域の経済や雇用動向を踏まえ、企業の人材受け入れ・送付情報を収集し、必要とする企業に情報提供するなど出向・移籍の支援を推進し、「失業なき労働移動」の実現を図り、また、在職者個人に対する相談等の支援を行っている。	c		政府が管掌する雇用保険事業については、事業の性質等にかんがみ、当該事業の内容に関し専門性を有する団体が実施した方が効果的であり、かつ、当該団体が公益性を有し、その事業を適切に実施すると認められる場合には、法令(雇用保険法施行規則)に基づき、国が当該団体を指定し、事業を行わせているところであり、(財)産業雇用安定センターは、まさにこうした考えに基づき指定された法人である。 具体的には、同センターは、出向等を通じた産業間や企業間の労働移動を円滑に進めることを目的として、出向等に係る情報収集・提供、相談等を行う専門的かつ公益的な機関として設立された法人であり、多くの民間企業出身の職員のノウハウやこれまでの産業界との強い繋がりを有していることから、同法人が失業なき労働移動の実現に向けた事業を行うことは最も適切かつ効果的である。 こうしたことから、本事業を別主体に行わせることは不適当であり、市場化テストの対象にはなじまない。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討されたい。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのに対して、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていれば、 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 なお、本事業は、政府が管掌する雇用保険事業として労働者の失業の予防その他の雇用の安定を図ると高い公益性を有し、また当該事業の内容に関し専門性を有する団体が実施した方が効果的であるため、その実施主体については公益性を有し、その事業を適切に実施すると認められることが必要であり、指定法人制度を廃止することは困難である。 さらに、(財)産業雇用安定センターについては、出向等を通じた産業間や企業間の労働移動を円滑に進めることを目的として、出向等に係る情報収集・提供、相談等を行う専門的かつ公益的な機関として設立された法人であり、多くの民間企業出身の職員のノウハウやこれまでの産業界との強い繋がりを有していることから、同法人が失業なき労働移動の実現に向けた事業を行うことは最も適切かつ効果的であり、指定法人として指定しているところである。 こうしたことから本事業を別主体に行わせることは不適当であり、市場化テストの対象にはなじまない。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130043	厚生労働省	各種セミナーの請負	5086	5086B004	1	1	グッド ウィル・ グループ  ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	4	各種セミナーの請負	ハローワーク殿で開催している再就職の 方に対する各種セミナー講師及び中小企 業向け人事、社内研修等についてのコン サルティング 提案業務 永年の実務により蓄積した再就職支援 活動に対するノウハウ等を講義 人事コンサルティング実務経験の活用	提案理由 再就職支援、人事コンサルティング 実務経験のハローワーク殿での活用	特になし。	職業安定法	講座開設内容及 び頻度
zB130044	厚生労働省	財団法人産業雇用安定セ ンターが行っている出向・移 籍支援事業 / 在職者職業 紹介事業	5086	5086B007	1	1	グッド ウィル・ グループ  ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	7	財団法人産業雇用安定センターが行ってい る出向・移籍支援事業 / 在職者職業紹介事 業	「現在、財団法人産業雇用安定センター が実施している出向・移籍支援事業 / 在 職者職業紹介事業」の民間開放提案  提案業務 出向・移籍支援事業 ・ご連絡いただいた企業への訪問 ・受入れ、送出しの希望条件等の確認、 登録 ・ニーズに応じた求人情報、求職情報の 提供 ・マッチング(出向・移籍の相談、仲 介) ・出向・移籍の成立 在職者職業紹介事業 ・転職希望者の相談対応 ・求職の申し込み受け ・カウンセリングの実施 ・求人企業の紹介 ・選考面接、転職成立	現行の出向・移籍支援事業 / 在職者職業 紹介事業を民間のノウハウを持って効率 的に実施することができ、かつ利用者の 満足度をあげることも可能と考えるため  *当社が再就職支援事業で培ってきたノ ウハウが活かせると考えています。	職業紹介事業について、その付帯業務取 り扱いに対する規制緩和	職業安定法	競争条件 ・コスト面、 サービス内容に よる競争 現在産業雇用安 定センターが行 っている詳細 の業務内容、業 務実施にあたっ てのコスト、組 織、人員

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130045	厚生労働省	長期失業者 再就職に係る 民間委託事務 業務		本事業は国の指示を受けて、高齢協会が実施しているものである。 要望事項である、民間委託対象者のリストのとりまとめ、整理については、対象者の選定を行うハローワークが実施している。再就職活動状況報告については、委託費の支給手続きの一部分であることから、委託費の支給事務を行う高齢協会に対して、受託事業者が委託契約により定められた様式で報告することになっている。 対象者からの苦情・クレーム対応については、その内容によって受託事業者に助言・指導を行うことが必要になることから、ハローワークと高齢協会が連携して対応している。	c		提案のあった業務については、長期失業者の就職支援業務を民間委託するための管理業務であり、複数の委託先の事業者間の公平性が求められることから、これを民間委託の対象とすることは不適當である。					
zB130046	全府省	庁舎内サービスセンター事業			d		競争入札を希望する業者の資格審査登録業務、省庁別財務諸表の作成業務等の財務・経理・購買業務、語学研修等の人事業務、厚生労働省ネットワークシステム等情報システムの保守・管理業務、厚生労働省ホームページの掲載等の広報業務について民間委託を行っているところであり、既に民間開放済みである( )。 なお、御提案の内容については、上記のとおり必要に応じて外部委託を行っており、また、庁舎スペース確保等の問題もあることから、特段必要ないものと考えている。  内閣府市場化テスト推進室に回答内容を確認したところ、「バックオフィス業務における民間開放可能性について回答いただきたい」とのこと。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。	d		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や他の法律上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことであり、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、市場化テスト制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととする業務の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨次の方針2005)でもない程度にあるが、このような状況では、市場化テストの対象業務として適切か、民間に委ねることによって各公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130045	厚生労働省	長期失業者 再就職に係る 民間委託事務 業務	5086	5086B008	1	1	グッド ウィル・ グループ  ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	8	長期失業者 再就職に係る 民間委託事務 業務	長期失業者について、 ハローワークから民 間再就職支援会社に 業務委託される際に行 なわれる事務業務につ いて民間開放を提案 (現在は、高齢者雇用 開発協会殿が運営)  提案業務 ・民間委託対象者リスト の取り纏め、整理・再 就職活動状況報告書 等の 取り纏め・対象者から の苦情・クレーム対応 窓口	提案理由 ・再就職支援業務 ノウハウの活用 拡大	特になし	職業安定法	高齢者雇用 開発協会殿が 行なっている詳 細業務内容とそ れに係る労力、 スキル
zB130046	全府省	庁舎内サービスセンター事 業	5092	5092B001	1	9	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工 数を投入してしまっている官庁職員のノ ンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行 わなくても良い業務)を効率的に民間事 業者へアウトソースするため、庁舎内に 当業務を集約したワンストップサービス センター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間 のノウハウを活用することによる官業の 効率化」を図るため、「官民競争」では なく「官民協業」によるアウトソース事 業の推進を行いたい。部門多岐に渡って いるノンコア業務をとりまとめて効率化 を図る役所の担当窓口が現在までなかっ たため、今回の枠組みでご提案致しま す。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定 都市における総務庶務系バックオフィス サービス	特に阻害要因となる法規制はないと思わ れるが、庁舎内にてオペレーションする ことについての(セキュリティ対策を含 む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料が あります。その 内容については 非公開を希望し ます。(理由: 内容に弊社独自 のノウハウにつ いてご説明して いる部分がある ため)

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130047	厚生労働省	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不相当である。 ハローワークの公設経営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、差別を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労働、学習経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成しない旨を認識してきたところであり、ハローワークの公設民間化はこうした経緯に適合することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各都道府県からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の注の通り。 なお、この第8号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切見られず、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにあり、旨が明記してある。従って同条約に照らしても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事業を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民間化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス、スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要はない。むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことが差別的防止に資すると考えられる。アメリカでは雇用保険と職業紹介を別々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししている。このため、「公共サービスをアプリオリに「市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、第三者機関の在り方等諸課題を十分に	
zB130048	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	検疫法	検疫感染症の病原体が国内に侵入することを防止することを目的として、入国者に対し質問、診察、検査等を行い、その結果に応じ隔離、停留等、必要な措置をとることとしている。	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、検疫業務が国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえて、民間委託を行う業務について検討を行った。その結果、検疫法第27条第1項及び第2項の海外における検疫感染症の発生状況等に関する情報収集及び提供に関する業務について、平成18年度からの民間への委託が可能となるよう準備を進めているところである。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各都道府県からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の注の通り。	b	-	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししている。このため、「公共サービスをアプリオリに「市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことのないか等、「納税者」公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当局は責任をもって行い得ないことを申し添える。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130047	厚生労働省	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	5093	5093B003	1	1	大阪商工会議所	3	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	・職業紹介業務を市場化テストに付し、民間ノウハウを導入する方策を探る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業安定法の改正で、昨年3月から地方自治体にも無料職業紹介が解禁され、近畿では5つの自治体に取り組んでいる。</li> <li>・その結果、最も就職の決まった人数が多いのは民間委託をした京都府。関係団体への委託や自前で行った他の自治体と大きく差がついた。</li> <li>・これに鑑み、国においても、就職決定者数を増やし、実績を上げるため、民間開放を進めるべき。</li> </ul>			
zB130048	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	5093	5093B007	1	3	大阪商工会議所	7	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	・CIQのうち、民間開放可能な部分を切り出し、一定の人員で業務の繁閑に柔軟に対応できる民間の強みを導入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国のグローバル化が進むなか、国境を越えた人的移動が年々活発になっている。</li> <li>・しかしながら、わが国の空港では、ピーク時に国際ゲートが混みあうなどCIQの体制がそれに追いついていない面がある。また、近年、日本においてもビジネスジェット(企業等がチャーターする小型機のこと。)の利用がビジネス需要を中心に高まっているが、欧米諸国では専用ターミナルを設けて、そこでCIQの審査をするのが一般的。</li> <li>・CIQは、日本の空港の国際競争力を強化するため、より一層の体制強化が望まれる。</li> </ul>			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130049	法務省、厚生 労働省	介護保険料の徴収・回収業務支援	地方自治法第2 43条	地方自治法第243条「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」の規定から、公金の徴収及び収納は法律・政令の特別の定めがない限り行えない。	c/d		介護保険制度は社会保険の仕組みであり、強制的な被保険者資格付与・保険料徴収等をはじめとする仕組みやその高度の公共性、地方分権の趣旨等を踏まえ、市町村が保険者とされている。御要望の催告、調査、訴状作成の周辺業務等の具体的内容は明確ではないが、一般的に、行政処分に密接に関わる業務でないもの、催告等に必要書類を作成することを私人に委託することは、現行制度においても可能と考えられる。		提案の趣旨を踏まえ、介護保険法等においてサービサー等の民間事業者が徴収関連業務を受託することを可能とする規制緩和について検討されたい。			一般的に、行政処分に密接に関わる業務でないものに関しては、民間事業者が徴収関連業務を受託することは現行制度においても可能と考えられ、現行制度の規制緩和については考えていない。
zB130050	警察庁、総務 省、財務省、 文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジット決済の導入	会計法第6条 介護保険法第4 1条、第46条、 第53条	国の債権については、クレジットカードによる決済はできない。 現在、介護施設に対し利用者が利用料を支払う際には、現金で決済するケースが多いものと考えられる。	c/d d d		国立病院におけるカード決済については、会計法第6条の規定により債務者に納入の告知をする必要があるが、サービスの直接の受益者ではないクレジット会社に納入の告知を行うことはできない。 なお、独立行政法人国立病院機構においては既にカード決済を導入しているところ。 独立行政法人労働者福祉機構においても既にカード決済を導入しているところ。 現行制度において、利用者と介護施設との利用料の決済の方法については、利用者と介護施設が合意した方法で行うものであり、法令上制限は特に設けられていない。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130049	法務省、厚生 労働省	介護保険料の徴収・回収業 務支援	5096	5096B004	1	2	株式会社クレディセゾン・ ジェービーエヌ債権回収株 会社・株式会社富士通総研	4	介護保険料の徴収・回収業務支援	介護保険法において、サービスが徴収 関連業務を受託することを可能として いただきたい。 地方自治法243条（私人の公金取扱いの制 限）「普通地方公共団体は、法律又はこ れに基づく政令に特別の定めがある場合 を除くほか、公金の徴収若しくは収納又 は支出の権限を私人に委任し、又は私人 をして行なわせてはならない」の部分に 関して規制緩和・規制改革を講ずること が必要。あるいは、直接の公権力の行使 に当たる徴収・収納の業務ではなく、催 告、調査、訴状作成等の周辺業務であれ ば、同条に抵触せず現行で可能であるな らば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関 して、債権回収会社が地方自治体の税金 徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業 務を行うことを可能とするよう必要な措 置を講じていただきたい。（同法第12 条（業務の範囲）ただし書の承認を法務 大臣からいただくのでも構わない。）	債権回収業者（サービス）は、さまざ まな回収に対し、確実な実績をあげるノ ウハウを有している。公権力の行使の部 分以外の文書・電話催告、現地調査や訴 状作成などのサポートを行うことで、徴 収・回収業務の効率化を図り、徴収率の 向上と職員負荷の軽減に寄与すること ができる。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作 成支援等	介護保険法、地方自治法243条、債権管理 回収業に関する特別措置法	地方公共団体が 現在行っている 催告、調査、訴 状作成など業務 について、人 員、事務量、費 用など、関連す る直接・間接の 費用に関する情 報を開示してい ていただきたい。
zB130050	警察庁、総務 省、財務省、 文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	国公立の病院、介護施設 の料金のクレジットカード決 済の導入	5103	5103B007	1	5	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジット カード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負 担を緩和し、消費者の不安、不便を解消 するために、クレジットカード決済の導 入	一時的高額負担に対する消費者の不安、 不便を解消するために、クレジットカード 決済の活用したい			



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
2B130051	厚生労働省	公共職業安定所の運営に関する市場化テスト事業	「制度の現状」を参照されたい。	<p>職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</p> <p>雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。</p>	c	<p>ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業及び雇用保険事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とするには距離が不十分である。</p> <p>ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。</p> <p>雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、差別を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。</p> <p>特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。</p> <p>民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成しないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に適合することとなる。</p> <p>中小企業や地方はハローワークによる公的な職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。</p>		<p>HF上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。</p> <p>なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、職業安定機関の本来任務は必要な場合には他の公私の団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある旨が明記されている。従って同条約に違反すること、実質の職業紹介事業を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。既に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要はない。むしろ、失業認定を単一的基準に基づいて行うことが差別の防止に資すると考えられる。アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。</p>	c	<p>症案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているものであって、「公共サービスをアプライオリに「市場化テスト」にかけると自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、</p> <p>独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、</p> <p>国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分</p>		
2B130052	厚生労働省	国民年金保険料の決済手段の多様化ならびに回収	<p>・国民年金法第92条から第95条</p> <p>・国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条</p>	<p>・ 国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行歳入代理店で現金により納付することとされている。</p> <p>また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。</p> <p>・ 社会保険庁において、国民年金、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収業務を行っている。</p>	b a (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)	<p>・ クレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。</p> <p>・ 社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施している。引き続き、その実施を進めていくこととしている。</p>		<p>平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。また、実施される内容についてより具体的に示されたい。</p>	b a (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)	<p>平成18年度中の実施に向けて関係省庁と協議中であるが、平成18年度中の実施可否については未定である。また、具体的な実施内容についても検討中である。</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130051	厚生労働省	公共職業安定所の運営に関する市場化テスト事業	5106	5106B002	1	1	キャリアバンク株式会社	2	公共職業安定所の運営に関する市場化テスト事業	職業安定法第1章第5条において「政府の行う業務」と定められている札幌公共職業安定所・札幌東公共職業安定所・札幌北公共職業安定所の3所で行っている全てのサービスを含む安定所の運営事業。	<p>現行のハローワークの運営を民間企業が実施することで下記のメリットが得られると考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 失職者が雇用保険を受給する為に来所する組織から一歩進んでフリーターなどの若年者や家庭の主婦が仕事をさがすためだけにでも気軽に訪問できるような雰囲気とサービス機能の付加。</li> <li>2. 内装や備品などの配置替えによる利用スペースの拡大</li> <li>3. 躁鬱病などに近い求職者へのカウンセリングが資格保有者により可能。</li> <li>4. 在職者の転職相談を積極的に実施し、意味のない転職や失職を防ぐ為のカウンセリングサービスを実施。</li> <li>5. 職業相談を失業認定後直ちに実施することで、求職者の早期サポートを可能にし、雇用保険の受給期間をより短縮化し雇用保険の収支を改善することを成果目標の一つとする。</li> </ol>	札幌公共職業安定所・札幌東公共職業安定所・札幌北公共職業安定所の3所で行っている全てのサービスを含む安定所の運営事業	職業安定法第1章第5条に、「政府の行う業務」と定められている点の規制緩和を構じなければ民間事業者が参入出来ない	
zB130052	厚生労働省	国民年金保険料の決済手段の多様化ならびに回収	5109	5109B010	1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	10	国民年金保険料の決済手段の多様化ならびに回収	国民年金保険料のカード決済、コンビニ収納/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	支払方法の多様化、遅延解消			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130053	厚生労働省、 総務省、財務 省	国立病院の医療費の分割支払ならび にカード決済	国の債権の管理 等に関する法律 第24条 会計法第6条	国の債権については、分割決済 及び、クレジットカードによる決 済はできない。	c		国の債権の管理等に関する法 律により履行延期が原則として 出来ないため、医療費の分割支 払はできない。 また、カード決済については、会 計法第6条の規定により債務者 に納入の告知をする必要がある が、サービスの直接の受益者で はないクレジット会社に納入の 告知を行うことはできない。		回答では対応不可とされてい るが、具体的な対応策を改めて検 討されたい。	c		国立高度専門医療センターにお ける医療費のカード決済につい ては、カード決済時と現金収納 時とのタイムラグによる国の債 権の管理等に関する法律上の 問題点、決済不能や偽造カード のリスク等の諸問題について、 検討を行う必要があるが、クレ ジットカード利用においては、通 常加盟店が手数料を支払う必要 があり、この手数料が国庫負担 となることは公平性の観点から 認められない。 国立高度専門医療センターにお ける医療費の分割支払いにつ いては、国の債権の管理等に關 する法律第24条の規定に基づ き、履行延期の特約等をするこ とができる場合が定められてい るため、それ以外の場合には原 則として認められない。
zB130054	総務省、法務 省、厚生労働 省	区民事務所窓口に関する委託範囲の 拡大	介護保険法第3 条、第159条、 第24条の2(平 成18年4月施 行) 国民健康保険法 第80条の2 国民年金法第5 条の3	介護保険の保険者は、市町村 であり、法令に委託できる特別 の規定がない限り、他の主体に 保険者としての業務を委託でき ない。 被保険者の便益に資するため、 厚生労働大臣の指定を受けた 市町村における保険料収納事 務については、コンビニエンス ストア等に委託することができる こととしている。 市町村が行う国民年金に関する 事務は、平成13年度までは国 の機関委任事務とされ、平成1 4年度以降は法定受託事務とさ れている。	c/d c/d c/d		介護保険制度は社会保険の仕組みであり、強制的 な被保険者資格付与・保険料徴収等をはじめとす る仕組みやその高度の公共性、地方分権の趣旨 等を踏まえ、市町村が保険者とされている。介護 保険に関する窓口業務は、市町村自体が行うことが 原則だが、パンフレットの配布のような事実行為に 関しては現行制度でも委託可能と解される。今般 の改正介護保険法第144条の2(17年10月施 行)により、収納の民間委託が行えるようになる。 また、窓口業務の一部は同法第24条の2(平成1 8年4月施行)の規定による市町村事務委託法人 で委託できる場合があると考えられ、今後検討し たい。 国民健康保険制度は、地域の住民を対象に強制的 に資格を付与し、保険料を徴収するものであり、 これらは公権力の行使にあたることから、市町村長 に留保されるべきものである。 一方で、公権力の行使にあたらない業務や補助的 な業務について民間委託をすることは可能である と考えられる。 なお、国民健康保険料の収納については、一定の 要件の下で私人に委託できるとしている。 国民年金に関する法定受託事務のうち、書類の受 け取り等の事実行為や補助的な業務については、 民間委託することが可能であると考えられる。た だし、例えば、保険料免除申請や障害基礎年金 請求の受理及び所得の審査等については、本人の 所得等を市町村民税課税台帳等から確認する必 要があり、市町村民税課税台帳等の閲覧を民間事 業者に認めるかどうかについての判断も必要であ る。		HP上の本文『「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)』の (注)の通り。なお、現実の状況 を踏まえた地方公共団体からの 提案であり、その趣旨を踏まえ て、再度検討されたい。内閣府 としては、法定受託事務を市場 化テストの対象とすることも可能 と考えている。	c/d		- 提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働 省は、市場化テストにかけることができるかどうかを最終 に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものに ついてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由 を付して示しているのに対して、「公共サービスをア リオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしてい るものではない。なお、市場化テスト制度については、現 在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ず しも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととさ れているが、このような既存制度と市場化テストの対象と する業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供す る観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公 共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進委 員会「市場化テスト推進室において定まっている」ばかりが 「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方 針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市 場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねること がえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くこ とがないかを、納税者・公共サービスの受益者である国民 の視点を第一とした判断を当省は責任をもって行い得な いことを申し添える。 【介護保険関係】 介護保険に関する窓口業務は、市町村自体が行うことが原 則だが、パンフレットの配布のような事実行為に関しては現 行制度でも委託可能と解される。また、窓口業務の一部は 介護保険法第24条の2(平成18年4月施行)の規定による 市町村事務委託法人で委託できる場合があると考えられ、 今後検討したいと考えている。 【国民健康保険関係】 なお、例えば、国民健康保険法に基づく資格取得に関する 届出等各種届出の審査を行う行為は、被保険者資格や保 険料の納付義務が発生することから公権力の行使にあたる ものであり、それ自体を民間委託することは困難である。一 方で、例えば、記載漏れの点検等補助的な業務については、 現行制度でも民間委託が可能であると考えている。 【国民年金関係】 保険料免除申請、障害基礎年金認定請求書等の届書の 受理や所得の審査の際に必要な市町村の保有する住民票や 課税台帳等の確認については、それぞれの根拠法令に基づ て(個人情報取扱に関する判断が必要である。なお、 国民年金の法定受託事務のうち、データ入力、発送等の補 助的作業については民間委託が可能であると考えられる。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望事項補助番号2	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望	
zB130053	厚生労働省、総務省、財務省	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済	5109	5109B012	1	3	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	12	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済		信販会社等が一括して医療費を納め、信販会社は患者等から分割して償還を受ける。/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	地方独立行政法人法		
zB130054	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	5110	5110B003	1	3	足立区	3	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	足立区においては、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金・・・等に関する事務(台帳作成・各種証明発行・各種資格得届・・・)を取り扱う機能を有する区民事務所(その他の別機能も有している)という機関がある。これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳、戸籍法、地方税法、国民健康保険法等)の規定を改定されたい。	現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるがため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のローテーション勤務、非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会拡大が期待できる。また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が担う場合に生じる、4、5月という1年の中でも一番の繁忙期における人事異動による一時的な戦力ダウンを回避することが可能となる。	区内に点在する17箇所の区民事務所の窓口業務を包括的(17箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上が期待できる。	戸籍法 住民基本台帳法 国民健康保険法 国民年金法等における関連規定で委託の範囲を拡大する規定整備を図られたい。	地方自治法 地方税法 介護保険法 国民年金法等における関連規定で委託の範囲を拡大する規定整備を図られたい。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130055	総務省、厚生 労働省	多機能型コールセンターの設置	国民健康保険法 第80条の2	被保険者の便益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。	d		被保険者に関する情報を慎重に保護することを特段の配慮と慎重な取扱をもって十分に確保できるのであれば、公権力の行使にあたらぬ業務や補助的な業務を民間委託することは可能である。具体的には、滞納者への電話催告や自主的な納付を呼びかけることなどが可能な事務として考えられる。又、コールセンター職員を公権力の行使にあたらぬ業務や補助的な業務にあてることが可能である。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請』の(注)の通り。なお、「現行制度下においても、コールセンター職員が公権力の行使にあたらぬ業務や補助的な業務を行うことは可能」とされているが、逆に民間委託できない業務について具体的にご教示願いたい。			提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことで、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、骨太の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、市場化テストの対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一にした判断を当局は責任をもって行い得ないことを申し添える。 なお、多機能型コールセンターにおいて想定されている業務が不明確であるため、委託可能業務が否かについて明確的に示すことは困難である。しかしながら、一般的にコールセンター業務として想定される滞納者への電話催告や自主的な納付を呼びかけることなどについては、被保険者に関する情報を慎重に保護することを特段の配慮と慎重な取扱をもって十分に確保できるのであれば、現行制度でも民間委託が可能であるとされている。
zB130056	厚生労働省	育児・介護退職者の再就職支援事業	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第32条、第36条、第38条、第39条	育児・介護休業法第三十九条の規定により、同法に規定する国の行う業務の一部については、育児・介護休業法第三十六条第一項の規定による指定法人に行わせるものとされており、同法第三十二条に基づく再就職希望登録者支援事業は、指定法人である(財)21世紀職業財団が行っているところである。	c	-	育児等による離職者が、その意欲と能力を生かして再び働くことができるようにすることは、当該離職者にとって重要であるのみならず、労働力人口が減少していく中で、雇用・労働政策としても重要であることから、当該離職者が、円滑な再就職を図ることができるよう、各種事業を実施することとしており、その実施に当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、(財)21世紀職業財団を事業の実施機関として全国に一を限って指定し、必要な事業を行わせているところである。 上記の目的を達成するために、厚生労働大臣が指定する主体でなければ法令上の業務を行わせないこととしているのが同法及び指定法人制度の趣旨であり、(財)21世紀職業財団以外の別主体に再就職希望登録者支援事業を行わせることは、当該趣旨に照らして市場化テストの対象になじまないものである。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請』の(注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討されたい。	C		提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことで、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、骨太の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、市場化テストの対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一にした判断を当局は責任をもって行い得ないことを申し添える。 なお、育児等による離職者が、その意欲と能力を生かして再び働くことができるようにすることは、当該離職者にとって重要であるのみならず、労働力人口が減少していく中で、雇用・労働政策としても重要であることから、当該離職者が、円滑な再就職を図ることができるよう、各種事業を実施することとしており、その実施に当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、(財)21世紀職業財団を事業の実施機関として全国に一を限って指定し、必要な事業を行わせているところである。 上記の目的を達成するために、厚生労働大臣が指定する主体でなければ法令上の業務を行わせないこととしているのが同法及び指定法人制度の趣旨であり、(財)21世紀職業財団以外の別主体に再就職希望登録者支援事業を行わせることは、当該趣旨に照らして市場化テストの対象になじみものではなく、また、当該指定法人制度の廃止を行うことも困難である。



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130055	総務省、厚生 労働省	多機能型コールセンターの 設置	5110	5110B004	1	2	足立区	4	多機能型コールセンターの設置	コールセンターを単なる問合せ機能の 充実、住民ニーズの把握だけにとどめ ず、税・保険料等の納付催告、各種相談 機能を付加するなど多目的な活用が図ら れるよう、関連法規(個人情報保護法、 各業務関連)の規定を整備されたい。	複数の組織の共通業務である、住民か らの個別な各種の問合せ及び各種の催 告・相談をITの活用により、コールセ ンターに集約・組織化し、業務改革を進 める。これにより質の良いサービスの提 供を図ることができる。	総務事務のアウトソーシングによる内 部業務プロセスの改革を進めるととも に、その一貫として、コールセンターの 有効活用の視点に立ち、業務によって は、個人情報に関する業務についても取 扱うことにより、コールセンター業務の 幅が広がり、民間活力を生かす機会の拡 大と創意工夫を図ることができる。	業務内容による各個別法(地方税法、国 民健康保険法・・・等)の規制	
zB130056	厚生労働省	育児・介護退職者の再就職 支援事業	5130	5130B008	1	1	民間企業	8	育児・介護退職者の再就職支援事業	現在、財団法人21世紀職業財団が受 託、実施している「再就職希望者支援事 業」を市場化テストの対象とする	育児介護休業法第39条第1項により再 就職援助は国の行う業務と定められてお り、同法の指定する指定法人である当該 財団が現在は本業務を受託している。 当該財団によると最近の講座例として 「再就職へのプラン作り」「IT講習」 「介護研修」などが挙げられているが、 これらはいずれも既に民間で実施されて おり、当該財団のみへの補助金制度は民 業を圧迫している。 このような事業に年間3億円以上の税金 を投入している現状は効率的であるとは 言えず、市場化テストの対象とすること で飛躍的な効率化を図ることができる。 また、同種のサービスは民間への委託が 既に進んでいるところであり、本事業の 場合においてもサービス提供主体を公益 法人に限定せず、市場化テストの対象と することが望ましい。	民間のノウハウを取り入れた女性向け再 就職支援事業の効率化と内容の充実	育児介護休業法第36条により、当該事 業を実施可能な団体は民法34条法人に 限られる。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
2B130057	厚生労働省	「女性と仕事の未来館」運営事業		女性労働者に対する相談、セミナー、女性労働に関する情報の収集・分析・提供等を通じた女性労働者支援事業を実施している。	d	-	ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		H17上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)(注)の通り。なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。 本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるとのご回答ですが、厚生労働省は、随意契約によって財団法人女性労働協会に毎年事業を委託してきており、他の民間事業者にも参入機会を与えられておらず、また、財団法人女性労働協会は、その事業収入の大半を補助金に依存している補助金依存型公益法人であり、「民間」の衣を著した「官」にすぎないと考えられます。かかる財団法人への委託をもって、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。		-	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことで、「公共サービスをアプリオリに市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し」(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることかえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことか否か等、「納税者」公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 なお、女性と仕事の未来館運営事業は、旧労働省(婦人局)の設立当初から現在に至るまで、雇用均等行政の一貫して目指してきた労働面における女性の地位の向上という政策目標の実現のために実施するものであり、女性と仕事の未来館は、働く女性、働きたい女性を支援するための事業が国策の事業視点である。このため、女性と仕事の未来館では、 我が国の女性労働の状況を総合的に把握し、先駆的、モデル的な事業を実施するとともに、各種の事業を通じて得たノウハウや情報を、地方公共団体や女性センター等に提供。 地方公共団体、女性センター、女性団体等からの相談への対応 女性労働問題のための唯一の拠点として、国内外からの訪問者の受け入れ、交流の実施 など、社会的意義が「かつ、女性労働問題の中心的かつ象徴的な存在としての役割を果たすことが同時に求められている。 このため、その事業運営に当たっては、 上記のような公共性をもちつつ、雇用均等行政の推進に協力して運営・実施すると ・安定的かつ継続的な運営 ・利用者である女性から安心して利用できる運営主体である ・地方公共団体、女性センター、女性団体、労働組合、女性 ・高度な専門性(雇用均等行政に係る理解、事業に係るノウハウ)が必要であることから、事業委託団体は、 雇用均等問題及び女性労働問題に精通し、 先駆的なモデル事業の推進のためのノウハウや
2B130058	厚生労働省	介護労働者能力開発事業	「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第18条第1項第4号	介護労働者能力開発事業は、指定法人たる介護労働安定センターのみが実施している。	c	-			H17上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)(注)の通り。なお、事業者の選定プロセスにおける市場化テストを適用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討された。 また、要望者からの再検討要請は以下の通り。介護労働者能力開発事業の内容は、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程の実施であり、既に多数の民間訓練機関で実施されているものであることから、財団法人介護労働安定センター以外の主体で行わせることはできないとする根拠はないと考える。より低コストで質の高い研修を提供するノウハウを有する民間訓練事業者を選定し、本事業の委託を行うことで、本事業の効率的運営の確保を促すことと、貴省の見解をお示し願いたい。		-	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことで、「公共サービスをアプリオリに市場化テスト」にかけると自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていなければならず、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し」(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることかえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことか否か等、「納税者」公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに加え、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護関係業務に係る労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることとしており、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第15条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、財団法人介護労働安定センターを施策の実施機関として全国一を覆って指定し、介護労働者の福祉の増進を図るための各種事業を行わせているところである。 上記の目的を達成するために、厚生労働大臣が指定する主体でなければ法令上の業務を行わせないこととしているのが同法及び指定法人制度の趣旨であり、財団法人介護労働安定センター以外の別主体に介護労働者能力開発事業を行わせることは、当該趣旨に照らして市場化テストの対象になじむものではなく、また、当該指定法人制度の廃止を行うことも困難である。 財団法人介護労働安定センターが実施している訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程は、公共職業安定所 このように、介護労働者能力開発事業は、財団法人介護

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130057	厚生労働省	「女性と仕事の未来館」運 営事業	5130	5130B009	1	1	民間企業	9	「女性と仕事の未来館」運営事業	現在、財団法人女性労働協会が委託を受けている「女性と仕事の未来館」運営業務を、広く民間に開放する	本施設は女性を対象にした総合的な職業相談、就業・起業支援業務及び調査・研究活動を行っている。こうした業務に関する経験とノウハウについては民間企業に十分な蓄積があり、また、これらの分野は女性向けに限らず既に民間委託によって成功を収めているものでもあるため、市場化テストの導入により、運営の効率化とサービスの向上の実現が可能であると考えられる。この点、厚生労働省は、安定した管理運営及び専門性の高いスタッフ確保の必要性から競争入札の形式にならず、随意契約での委託を採用したとしている。しかし、本施設の運営にあたり当該法人によらなければ提供しえない高度に専門的なスキルやノウハウが存在するとは想定し難く、安定した管理運営については一定の契約期間を設けることなどでも担保できることから、これらの理由によって競争入札になじまないとすることは適当でない。	民間の運営ノウハウによる、女性を対象にした総合的職業サービスの充実		
zB130058	厚生労働省	介護労働者能力開発事業	5130	5130B012	1	1	民間企業	12	介護労働者能力開発事業	現在、財団法人介護労働安定センターに委託されている「介護労働者能力開発事業」を市場化テストの対象とする	本事業は、指定された対象者に無料でホームヘルパー(2級)育成講習を行うというものであり、現在「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく指定法人である当該法人に委託されている。しかし、民間事業者の実施する同等のホームヘルパー講座の価格と比して1人あたり1.5倍の費用がかかっており、非効率性が著しい。こうした事業は既に多く民間で実施されており、費用の面からも効率化が見込めることから、本事業に係る指定法人制度を撤廃し、市場化テスト事業の対象とすることが望ましい。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と内容の見直し	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130059	厚生労働省	高齢期雇用就業支援コーナー運営事業		<p>高齢期雇用就業支援コーナーは、労働者が高齢期における職業生活の設計を容易にするため、在職者を中心とした中高年齢者に対し、必要な指導、助言や各般の援助を行うとともに、事業主による再就職援助・退職準備援助の促進を図り、もって労働者が高齢期における職業生活の充実に資することを目的として、在職者、事業主等に対する相談援助、研修・講習、情報提供、交流会を行っている。</p>		c, e	<p>高齢期雇用就業支援コーナーは、高齢・障害者雇用支援機構の業務であるが、業務の実施については、同機構が高齢者雇用問題に関するノウハウ等を蓄積し、当該業務を適切かつ確実に行うことができる法人と委託契約を締結し、執行するものである。</p> <p>独立行政法人制度の趣旨にかんがみ、民間委託やその範囲については、同法人が自主的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものとする。</p>		<p>HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、独立行政法人通則法においても、中期目標期間における中期目標、中期計画等の変更が予定されているところである。なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。</p> <p>業務の民間委託やその範囲については、自主的に判断すべきものであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものご回答です。しかし、高齢・障害者雇用支援機構が、下部機関ともいえる各都道府県の社団法人高齢者雇用開発協会に毎年本事業を委託し、委託先の見直しも一切行われない状況においては、同機構が適切に委託先を指定しているのかどうか疑問に思わざるをえませぬ。市場化テストは公共サービスの効率化を目的とするものであり、業務運営の不断の効率化を志向する独立行政法人制度の趣旨にまさに合うものと思われる。本事業についても市場化テストを導入し、より効率的で質の高いサービスを提供しようとする主体に委託を実施されていくことを要望いたします。</p>	c, e	<p>提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨を説明するなどの検討結果を合理的理由を付して示しているのに対して、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、市場化テスト制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理。</p> <p>国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が参入した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか</p> <p>など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていればか、</p> <p>第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、「骨次の方針(2005)でいっていない段階にあるが、このような状況では、市場化テストの対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、」納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一にした判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。</p> <p>なお、再検討要請として他に示された事項については、次のとおり。</p> <p>高齢期雇用就業支援コーナーは、高齢・障害者雇用支援機構の業務であるが、業務の実施については、同機構が高齢者雇用問題に関するノウハウ等を蓄積し、当該業務を適切かつ確実に行うことができる法人と委託契約を締結し、執行するものである。</p> <p>なお、独立行政法人は、中期目標に定められた業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上を達成するため、外部の機関である評価委員会の意見も聴いた上で中期計画・年度計画により業務を行っており、また、業務の実績についても評価委員会の評価を受けているところ。</p> <p>特に、本件のように民間委託している業務についてその委託先の選定方法を限定するために中期目標を変更することは、「特段の事情がある場合に限り行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないよう配慮することとされている中央省庁等改革の推進に関する方針に反するものである。</p>	
zB130060	厚生労働省	勤労青少年国際交流促進事業		<p>各種情報の提供及びワーキングホリデー制度利用者のフォローアップ調査の実施については、社団法人ワーキングホリデー協会に委託して行っている。職業紹介及び雇用情報の収集及び労働条件等に関する実態調査の実施については、社団法人ワーキングホリデー協会の自主事業として行われている。</p>		c	<p>「各種情報の提供」及び「W H制度利用者のフォローアップ調査の実施」については、国の事業としては平成17年度限りとし、平成18年度以降は国の事業としては実施しない。</p> <p>「職業紹介及び雇用情報の収集」については、当該協会の自主事業である。</p> <p>「労働条件等に関する実態調査の実施」については、平成16年度限りで廃止している。以上より、市場化テストの対象とすることは困難である。</p>		<p>「職業紹介及び雇用情報の収集」については、当該協会の自主事業である。とのことであるが、国からの支出は一切行われていない、当該協会の完全な自主事業であるという理解で良いかご教示願いたい。</p>	c	<p>「職業紹介及び雇用情報の収集」については、当該協会の自主事業であり、国からの支出は一切行われていない。</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130059	厚生労働省	高齢期雇用就業支援コー ナー運営事業	5130	5130B013	1	1	民間企業	13	高齢期雇用就業支援コーナー運営事業	現在、各都道府県の社団法人高齢者雇 用開発協会に委託されている高齢期雇用 就業支援コーナーの運営事業を民間に開 放する	本コーナーは在職者を中心とした中高年 齢者に対し、その高齢期における職業生 活設計に必要な指導、援助の実施と、事 業主による再就職援助・退職準備援助の 促進を業務とする。こうした業務は民間 企業が豊富なノウハウを有し、公的施設 においても特に民間委託による成果があ げられている分野である。また、本コー ナーについては既に平成14年に総務省の 政策評価において業務見直し勧告が出さ れているが、利用可能時間等、指摘され た点についての改善は現在も殆どなされ ておらず、退職後の職業生活のあり方が 懸念となっている今般、市場化テストの 対象として効率化とサービス向上を図る ことが望ましい。現在行われている本 コーナーの運営委託は「高齢者等の雇 用の安定等に関する法律」において当該 法人が指定法人（高齢者等雇用安定セ ンター）とされた経緯に基づくものでは あるが、この指定法人制度は既に廃止さ れており、今後一律に随意契約とするこ とが適当とはいえない。	民間のノウハウを取り入れた、高齢期雇 用就業支援サービスの向上	高齢者等の雇用の安全等に関する法律 の附則により、法令改正後も指定法人と しての処遇が継続される	
zB130060	厚生労働省	勤労青少年国際交流促進 事業	5130	5130B014	1	1	民間企業	14	勤労青少年国際交流促進事業	現在、社団法人日本ワーキング・ホリ デー協会に委託されている、ワーキン グ・ホリデー制度に関する情報提供と、 職業紹介・求人開拓などのサービスにつ いて民間への開放を図る	本事業は、ワーキング・ホリデー（以下 WH）制度に係る 各種情報の提供 職 業紹介及び雇用情報の収集 労働条件 等に関する実態調査の実施 WH制度利 用者のフォローアップ調査の実施 をそ の内容としているが、特に上記 の事 業については既に多数の民間団体・企業 が同様のサービスを提供しており、その ノウハウや情報提供力についても市場化 テストの対象とするにあたり問題はな い。随意契約方式での委託としたこと については「WH制度について正確かつ十分 な情報を提供することのできる法人との 間で契約を締結する必要があり、その性 質・目的が競争を許さない場合である」 という理由が示されているが、既に同様 のサービス提供主体が多数存在すること から、競争を許さないものとするに 合理性はない。むしろ市場化テストによ り広く民間に開放することで、サービス の向上が図られるものと考え。	ワーキングホリデー制度利用者に対する 各種のサービスの充実		



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130061	厚生労働省	労働条件自主的改善対策推進事業		労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 全基連本部に小規模事業場向けのモデル就業規則等を開発するための委員会を設置し、業種や業態に即したモデル就業規則の作成及び改定を行うとともに、その周知広報により、小規模事業場への就業規則の整備促進を図る。	d		ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		H.F.上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、要望者からの追加要望は、以下の通り、 本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるとのご回答ですが、厚生労働省は、随時契約によって社団法人全国労働基準関係団体連合会に毎年本事業を委託してきており、他の民間事業者に参入機会を与えられておらず、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。主体規制を行っていないのであれば、何ゆえに本事業を随時契約とし、民間事業者に参入機会を与えないのか、委託先を市場化テストのような透明なプロセスを通じて選定できないとする理由を示していただきたいと考えます。	d	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことで、「公共サービスをアプリオリに市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対称とする業務」の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が参入した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていれば、 「第三者機関の在り方等」諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2005」でない限りあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることかえって各公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことか否か等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 また、当該事業は、「労働条件の整備、向上のための自主的努力を行う事業主に対して支援を行うこと」を内容とする事業であることから、労働基準関係法令に係る専門的知識及び周知・啓発事業のノウハウを持ち、労使双方に配慮し、公正中立的な支援のできる公益性のある民間団体であり、全国47都道府県において普遍的に広報活動ができ、すべての事業場を対象とした普及活動を行える全国労働基準関係団体連合会に委託しているものである。なお、以上の理由により当方は主体的に当該事業を全国労働基準関係団体連合会に委託しているのことで、「官と癒着の強い社団法人への委託」との指摘は不適当かつ不適切であると考える。	
zB130062	厚生労働省	新規企業事業場労働条件整備サポート事業		労働条件コーチャーが新規起業事業場を訪問し、その実態に合わせて労働条件の管理等について、指導、助言及び情報提供を行う。	d		ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		H.F.上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り、 本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるとのご回答ですが、厚生労働省は、随時契約によって社団法人全国労働基準関係団体連合会に毎年本事業を委託してきており、他の民間事業者に参入機会を与えられておらず、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。主体規制を行っていないのであれば、何ゆえに本事業を随時契約とし、民間事業者に参入機会を与えないのか、委託先を市場化テストのような透明なプロセスを通じて選定できないとする理由を示していただきたいと考えます。	d	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付して示しているのことで、「公共サービスをアプリオリに市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対称とする業務」の関係の整理。 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が参入した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていれば、 「第三者機関の在り方等」諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2005」でない限りあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることかえって各公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことか否か等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に」した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 また、当該事業は、「新規事業場について、労働基準関係法令に基づく適正な労働条件の整備を図り、また事業場の実情に応じ、労働条件制度の事情に詳しい専門家とその事業場の実態に合わせた指導、援助等を実施することにより、労働者の労働条件を図ることを、を内容とする事業であることから、労働基準関係法令に係る専門的知識及び周知・啓発事業のノウハウを持ち、労使双方に配慮し、公正中立的な支援のできる公益性のある民間団体であり、全国47都道府県において普遍的に広報活動ができ、すべての事業場を対象とした普及活動を行える全国労働基準関係団体連合会に委託しているものである。なお、以上の理由により当方は主体的に当該事業を全国労働基準関係団体連合会に委託しているのことで、「官と癒着の強い社団法人への委託」との指摘は不適当かつ不適切であると考える。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130061	厚生労働省	労働条件自主的改善対策 推進事業	5130	5130B015	1	1	民間企業	15	労働条件自主的改善対策推進事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している、「労働条件自主的改善対策推進事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容はモデル就業規則の作成、各種統計情報の提供、の2点である。例えば社会保険労務士や社会保険労務士法人のように専門知識を有するものであれば、これらのサービスを提供することは可能であり、他のサービスとの併用によって、より効率的な自主的改善対策を講じることができるようにと考えられる。 現在本事業は「継続・計画的な事業であるため」との理由から随意契約とされているが、客観的事実である統計情報については、適切な引継ぎを経ることで継続性・計画性は担保され得ると考える。また、モデル規則に関しては継続性・計画性を要するとは考えられない。よって本事業を随意契約として他業者の参入を阻害する合理的理由はない。 適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供		
zB130062	厚生労働省	新規企業事業場労働条件 整備サポート事業	5130	5130B016	1	1	民間企業	16	新規企業事業場労働条件整備サポート事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している、「新規企業事業場労働条件整備サポート事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容は、「専門の担当者による労働条件管理等に係る助言・指導の実施」とされている。これらのサービスは社会保険労務士や社会保険労務士法人のように、専門知識を有するものであれば提供可能であり、当該法人が独占的に行うべきものではない。 現在、本事業は「継続・計画的な事業であるため」との理由から随意契約とされているが、本事業における助言や指導は、適切な時期に利用できることが重要なものであって、長期にわたり同一の者が提供することを求める類のサービスではないと考える。よって、随意契約とする根拠に欠ける。 適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB130063	厚生労働省	労働条件相談センター事業		全国20ヵ所に労働条件相談センターを設置し、労働条件アドバイザー及び労働条件相談専門家が助言・説明を行う。	d		ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		HF上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の[注]の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り、 本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるとの回答ですが、厚生労働省は、随時契約によって社団法人全国労働基準関係団体連合会に毎年本事業を委託してきており、かかる官と雇者の強い社団法人への委託をもって、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。主体規制を行っていないのであれば、何ゆえに本事業を随時契約とし、民間事業者に参入機会を与えないのか、委託先を市場化テストのような透明なプロセスを通じて選定できないとする理由を示していただきたいと考えます。			提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけられるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を併せてお示ししているのことで、「公共サービスをアブリオリに市場化テスト」にかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、 独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないものがあるもの、等の業務を行うこととされる業務」の関係の整理、 国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するか など、「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室」において定まっていなかったり、「第三者機関の在り方等」諸課題を十分に検討し、「骨太の方針2009」でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないか等、「納税者」公共サービスの受益者である国民の視点を第一にした判断を当省は責任をもって行いたいことを申し添える。 また、当該事業は、「事業主及び労働者が休日及び平日の後に労働条件に関する相談や情報提供を受けられるようにすることにより、事業主及び労働者が抱えている労働条件に関する問題についての不安の解消を図るとともに、労使間の無用のトラブルの発生の未然防止を図ることを内容(目的)とする事業であることから、労働基準関係法令に係る専門的知識及び認知、信託事業のノウハウを持ち、労使双方に配慮し、公正中立的な支援のできる公益性のある民間団体であり、全国47都道府県において一斉に広範活動ができ、すべての事業場を対象とした普及活動を行える全国労働基準関係団体連合会に委託しているものである。なお、以上の理由により当方は主体的に当該事業を全国労働基準関係団体連合会に委託しているのことで、「官と雇者の強い社団法人への委託」との指摘は不適当かつ不適切であると考え。
zB130064	厚生労働省	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業		労働保険の適用促進を積極的に推進し、中小零細事業における未手続事業の解消を図るため、昭和62年度から社団法人全国労働保険事務組合連合会に適用促進業務を委託している。	d		現在社会保険と労働保険の徴収事務については一元化の取組を進めているところであるが、適用業務については、適用範囲の違い等の理由からお互い連携は行うもののその事務の一元化は行っていないところである。 また、ご指摘の労働保険の適用促進事業については主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		「労働保険の適用促進事業については民間開放済み」とのことだが、提案者によれば、「随意契約により(社)全国労働保険事務組合連合会に委託されている」とのことであり、同事業を市場化テストの対象とすることを検討されたい。 現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域・対象事業の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。 上記のとおり、同事業を一元化して市場化テストに掛けることを検討されたい。			について 未手続事業の大部分は、従業員5人未満の中小零細企業であり、その把握自体が困難であるため、この実施に当たっては、母体団体(商工会、事業協同組合等)のネットワーク等を有する労働保険事務組合を活用することにより、未手続事業に係る情報を効果的に集めることが可能である。 また、事務組合は、中小零細事業の事情に精通し、労働保険事務処理に係るノウハウの蓄積があるため、効果的な加入勧奨が可能であり、以上より事務組合を指揮監督する唯一の全国組織である(社)全国労働保険事務組合連合会に労働保険の適用促進業務を委託しているものであり、市場化テストの対象とすることは考えていない。 について モデル事業として行っている事業については、今年度の実施状況を踏まえつつ、実施箇所数を拡大することを検討している。 について 上記のとおり、市場化テストの対象とすることは考えていない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130063	厚生労働省	労働条件相談センター事業	5130	5130B017	1	1	民間企業	17	労働条件相談センター事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している、「労働条件相談センター事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容は「労働条件相談センターにおいて、専門の担当者による相談・指導を行う」こととされているが、労働条件相談センターが当該法人でなければ運営できない合理的理由が無い。 例えば社会保険労務士や社会保険労務士法人のような、専門知識を有するものではあればこれらのサービスを提供することは可能であり、他のサービスとの併用によって、より効率的な自主的改善対策を講じることができるようになると考える。 本事業は「継続・計画的事業であるため」との理由から随意契約とされているが、キャリア交流プラザの例を見ても明らかのように、相談業務であるから継続性が必要、というのは誤解であり、他事業者の参入を阻害する理由にはなり得ない。 適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供		
zB130064	厚生労働省	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業	5130	5130B019	1	1	民間企業	19	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業	労働保険と厚生年金保険の適用促進事業を一元化し、市場化テストの対象とする	厚生年金保険と労働保険に関する事務は、それぞれ社会保険事務所と労働局で扱われてきたが、適用促進など滞納事業所への対策に関する業務が一元化される予定である。今般、厚生年金保険の適用促進事業については市場化テストのモデル事業となったが、労働保険料の適用促進事業は、現在随意契約により社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託されている。そこで、先行的にこれらの適用促進事業を一元的に市場化テスト事業の対象とすることにより、事業の一元化による効率的な業務モデルの構築を図るべきであると考え。厚生労働省の見解では、現行の委託は事業の継続性及び契約の性質が競争を許さないためであるとされているが、厚生年金保険の例があることからその性質が競争を許さないものとはいえない。今後の望ましい効率化の推進に資するためにも、一括して市場化テストの対象とすべきである。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令及び省令により、当該法人が優遇される	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
2B130065	厚生労働省	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介業務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示しているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけること自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、第三者機関の在り方等諸課題を十分	
2B130066	厚生労働省	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第7号	ポリテクセンター(職業能力開発促進センター)は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはいない旨を規定していないし、そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制については、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 <sup>4</sup> 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査… <sup>5</sup> 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討された。	c	提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示しているのにおいて、「公共サービスをア prioriに「市場化テスト」にかけること自体を門前払い」しているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と「市場化テスト」の対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議・市場化テスト推進室において定まっていなければならず、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、(骨次の方針2005)でもいわれているように、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねるとでかえって公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことがないかを、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。 独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標の職業訓練に関する規定においては、「在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を認め、毎年度訓練コースについて精査し、真に高度なものに限定して実施し、地方公共団体や民間教育訓練機関で実施することが可能な訓練は廃止すること。」 離職者を対象とする職業訓練については、…民間教育訓練機関との適切な役割分担を認め、当該地域において民間では実施できないものみに限定して実施することとされており、機構が公共職業能力開発施設において自らが職業訓練事業は、そもそも民間では対応できない訓練に限定して実施しており、民間で行うことが可能であれば、機構が自ら実施すべき職業訓練には該当しないことから、市場化テストにはなじまない。なお、中期目標に記載の民間委託の拡大を踏まえ、民間教育訓練機関に対する委託訓練の拡大を図って、民間の活力を最大限に活用しているところである。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130065	厚生労働省	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5130	5130B020	1	1	民間企業	20	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークが実施している全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行のヤングハローワーク(ユースハローワーク)は、若年者にとって魅力となるサービスを充分提供しきれておらず、集客力も弱い。ジョブカフェの運営などで民間の職業紹介事業者が経験とノウハウを蓄積してきたいま、ヤングハローワークやユースハローワークについても、民間にその運営を委ねていくべきである。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	無料職業紹介事業の許可基準の緩和(運用基準の変更)、雇用保険法第15条の2等・職業安定法第5条の4・第51条・51条の2・職業安定法第8条の解釈上の疑義につき政府解釈の変更による解決、職業者安定法第32条の3第2項の撤廃、を求めます。	
zB130066	厚生労働省	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5130	5130B021	1	1	民間企業	21	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	現在雇用・能力開発機構の運営しているポリテクセンター(職業能力開発促進センター)の全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行の公共職業訓練施設は、稼働率が低く高コスト・非効率な運営を行っている。訓練内容が労働者や企業のニーズに充分対応できていない。訓練と紹介が一体化されておらず効率的なマッチングができていない。訓練費用や失業保険の訓練延長給付といった手厚い補助が公共職業訓練にのみ偏重しているため、民間教育訓練機関の事業を圧迫している、といった問題を有しています。そこで、公共職業訓練施設の全業務を、ノウハウを有する民間事業者に包括的に委託することにより、訓練の効果的・効率的実施とコスト削減を図っていくべきと考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB130167	厚生労働省、法務省	社会保険事務所業務を市場化テストの対象とすること	国民年金法第5条の2、厚生年金保険法第4条、健康保険法第204条等	社会保険事務所において、政府管掌健康保険業務、年金業務等を実施している。	c		<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として市場化テストのモデル事業についても既に3事業に取り組んでいる。</li> <li>また、社会保険庁の組織の在り方については、内閣府官長官の下に置かれた有識者会議において、平成17年5月31日に「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」が取りまとめられ、公的年金制度の運営と政管健康保険の運営を分離することとし、政管健康保険の運営については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立すること、公的年金については、保険料収納率の向上という重要課題に対応し、年金事業に特化した組織とした上で、徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要、事業運営の効率化等を図るため、民間企業への外部委託を徹底することとされている。</li> <li>この最終とりまとめに従って、新組織の的確な実現を図ることとしており、社会保険事務所業務を包括的に民間委託することは適当でないが、業務効率化の観点から引き続き外部委託の拡大を進めていきたい。</li> </ul>		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。なお、現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域・対象事業の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。			<ul style="list-style-type: none"> <li>提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのに対して、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室において定まていないばかりか、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって各公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことにならないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。</li> <li>なお、モデル事業として行っている厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業及び国民年金保険料の収納事業については、今年度の実施状況を踏まえつつ、実施箇所数を拡大することを検討している。</li> </ul>
zB130168	厚生労働省、法務省	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条 なお、サービサー法については、当省の所管ではない。	社会保険庁において、国民年金、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収業務を行っている。	a (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)		<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施しているところであり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。</li> <li>なお、内閣府官長官の下に置かれた社会保険庁の組織の在り方に関する有識者会議の「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」(平成17年5月31日)において、「公的年金については、年金事業に特化した組織とした上で徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要、政管健康保険については、国とは切り離された全国単位の公法人を設立することとするが、徴収の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減及び強制性を確かなる公権力を行使するという事務の性格から、公的年金の運営主体において併せて実施することが適切、とされており、強制徴収まで民間に委託することは適当でないと考えられている。</li> <li>サービサー法の改正については、当省として回答できる立場にない。</li> </ul>		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。なお、現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域・対象事業の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。	a (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案のあったそれぞれの公共サービスについて、厚生労働省は、市場化テストにかけることができるかどうかを真摯に検討し、例えば、憲法や条約の要請上実施困難なものについてはその旨記載するなどその検討結果を合理的理由を付してお示ししているのに対して、「公共サービスをアプリオリに市場化テストにかけること自体を門前払いしているものではない。なお、「市場化テスト」制度については、現在、例えば、独立行政法人は「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、等の業務を行うこととされているが、このような既存制度と市場化テストの対象とする業務の関係の整理、国民に対して一定水準の公共サービスを確実に提供する観点から、民間企業が撤退した場合の業務継続性や公共サービスの質をどのように担保するかなど、その「仕組み」が内閣府規制改革・民間開放推進会議「市場化テスト推進室において定まていないばかりか、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し(骨次の方針2005)でもない段階にあるが、このような状況では、「市場化テスト」の対象業務として適切か、民間に委ねることによって各公共サービスの経費の増大や質の低下を招くことにならないか等、「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、した判断を当省は責任をもって行い得ないことを申し添える。</li> <li>なお、モデル事業として行っている事業については、今年度の実施状況を踏まえつつ、実施箇所数を拡大することを検討している。</li> </ul>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB130167	厚生労働省、 法務省	社会保険事務所業務を市 場化テストの対象とすること	5044	5044B004	1	2	株式会社東京リーガルマイン ド	4	社会保険事務所業務を市場化テストの対象 とすること	現在社会保険事務所が実施している健康 保険・国民年金・厚生年金等事業にかかる 適用・徴収・給付手続業務及びそれに 付随する相談業務を、施設単位で包括的 に市場化テストの対象とすることを提案 いたします。	<p>現行の社会保険事務所の業務について は、高コストで非効率な運営、低い徴収 率、不正確な給付、ずさんな個人情報 の管理、利用者軽視のサービスといった 様々な問題が指摘されています。社会保 険事務所の業務を民間事業者に包括的に 委託することで、効果的効率的な運営が 可能となり、保険・年金財政の健全化が 図られるとともに、国民の社会保険に対 する信頼の回復に繋がることが期待され ます。</p> <p>なお、未納保険料の徴収といった事業単位で市 場化テストにかけるといった意見もありま すが、かかる手間とコストのかかる事業 のみを民に切り出しても、業務の効率化 には結びつきません。社会保険事務所 における問題は、重層的組織や旧時代のシ ステム、効率的経営へのインセンティブ の欠如といった組織を挙げた業務運営体 制にあるのであり、かかる部分を含めて 包括的に民間に委ねてこそ、人員配置や 業務コストの重点配分等によって、効率 的で効果的な運営が可能になるといえま す。また、職員の職(ポスト)が市場化 テストにかけられることにより、官の側 にもサービスの向上や業務の効率化と いった努力が期待できます。よって、社 会保険事務所の原則全業務を施設単位で 市場化テストの対象とすべきと考えま す。</p>	民間のノウハウを活かした業務の効率化 と望ましい業務モデルの構築	サービサー法2条1項の特定金銭債権に 「健康保険法、厚生年金保険法、国民年 金法に定める事業により生ずる金銭債 権」を含めることを求めます。	
zB130168	厚生労働省 法務省	社会保険庁の保険料徴収 業務の市場化テスト	5068	5068B006	1	2	個人	6	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テス ト	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テ スト	<p>すでに「厚生年金保険、政府管掌健康保険 の未適用事業所に対する適用促進事業」「 年金電話相談センター事業」はモデル事業 として実施されており、市場化テストの 趣旨との合致は確認されているものと考 えられる</p> <p>今後は、保険料徴収事業全般への拡大 (強制徴収の一環としての資産調査・把 握等事務含む)、及び対象事務所を拡大 して、より多くの成果を得ていくことが 妥当であるため</p>	全国の事務所における年金保険料徴収業 務に市場化テストを実施することによ り、コスト削減・サービスレベル向上が 図られるものと期待される	弁護士法・サービサー法により一般企業 の法律事件に関わる行為が禁止されてい る また、未納税金がサービサー法での対象 債権となっていない	